

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2024年 7 月18日
【計算期間】	第 8 期（自 2023年 4 月19日 至 2024年 4 月18日）
【ファンド名】	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド
【発行者名】	ラッセル・インベストメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼ＣＥＯ 山本 圭志
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目 3 番 1 号
【事務連絡者氏名】	中野 浩一
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目 3 番 1 号
【電話番号】	03-6203-0200
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

<信託金の限度額>

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<基本的性格>

当ファンドが該当する一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は以下のとおりです。

- 商品分類表（当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
追加型		その他資産
		(資 産 複 合)

《商品分類の定義》

追加型：

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海 外：

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株 式：

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

- 属性区分表（当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (日本を除く)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性()	年 2 回 年 4 回 年 6 回 (隔月)	日本 北米 欧州 アジア	ファミリー ファンド	あり ()
不動産投信	年12回 (毎月)	オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	日々	中南米 アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他()	中近東 (中東) エマージング		

《属性区分の定義》

その他資産（投資信託証券（株式 一般））：

目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として株式（大型株および中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。）に投資します。

年 1 回：

目論見書または信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を除く）：

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド：

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし：

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

（注 1）当ファンドは投資信託証券（親投資信託）を通じて、主に株式に投資するため、「商品分類」における投資対象資産（収益の源泉）と「属性区分」における投資対象資産は異なります。

（注 2）上記は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づいて記載しています。当ファンドが該当しない（網掛け表示していない）商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

< ファンドの特色 >

◆日本を除く世界先進各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

- ・ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を主要投資対象とします。
- ・MSCI KOKUSAI(配当込み)をベンチマークとし、長期的に安定してベンチマークを上回ることを目指します。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- ◆ラッセル・インベストメントが複数の優れた運用会社を厳選し、それらをバランスよく組み合わせるとともに、必要に応じて入替え等を行います。

運用のポイント^(注)

投資者のみなさまは日本にいながらにして、世界の専門家たち「ワールド・プロフェッショナルズ」に資産の運用を託すことができます。



◆運用会社の構成

マザーファンドで採用している運用会社の構成は以下のとおりです(2024年7月18日現在)。
運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。なお、運用会社および目標配分割合に関する最新の情報は委託会社のホームページでご提供しております。

《ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド》

運用スタイル	運用会社(外部委託先運用会社／投資助言会社)	目標配分割合
成長型	バインストーン・アセット・マネジメント・インク(カナダ)《投資助言》 ^(注1)	14.5%
	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(米国)《投資助言》 ^(注1)	12.5%
割安型	サンダース・キャピタル・エル・エル・シー(米国)《投資助言》 ^(注1)	16.5%
	ブジーナ・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー(米国)《投資助言》 ^(注1)	16.5%
市場型	ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー(米国)《投資助言》 ^(注1)	18.0%
ポートフォリオ特性補強型 ^(注2)	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)	22.0%

(注1)各投資助言会社の投資助言に基づき、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)」が運用の指図を行います。

(注2)ポートフォリオ特性補強型：採用している他の運用会社の運用戦略の特徴を活かしながら、マザーファンド全体としてのポートフォリオ特性を補強するために必要なファクター(バリューやクオリティ、モメンタム、低ボラティリティ、高配当など)の運用を行います。

※マザーファンド全体の運用効率を高めること、各運用会社の入替え等に際しての資産の移転管理および一時的な運用、他の運用会社からの投資助言等に基づく運用、委託会社が必要と判断した場合におけるマザーファンドの一部についての運用等を行うため、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)」を採用しています。

※「運用会社」について、運用の指図にかかる権限を委託する運用会社を「外部委託先運用会社」、外部委託先運用会社に投資助言を行う会社を「投資助言会社」ということがあります。

※「目標配分割合」とは、運用会社を組み合わせる際に目安とする配分割合をいいます。

＜運用スタイルについて＞

運用スタイルは、投資対象のどのような面に焦点をあて銘柄選択を行うか、付加価値を生み出すためにどのような要因に着目するかなどによって分類されます。株式を主要投資対象とするファンドの場合、以下の運用スタイルなどがあります。

成長型：特に企業の成長性に着目し、利益等の成長性が市場平均よりも高いと考える株式（成長株）を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

割安型：特に株価水準に着目し、企業の資産価値などから判断して株価が過小評価されていると考える株式（割安株）を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

市場型：「成長型」や「割安型」のように、特定の傾向をもつ株式のみに焦点を当てるのではなく、幅広い株式を投資対象とします。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

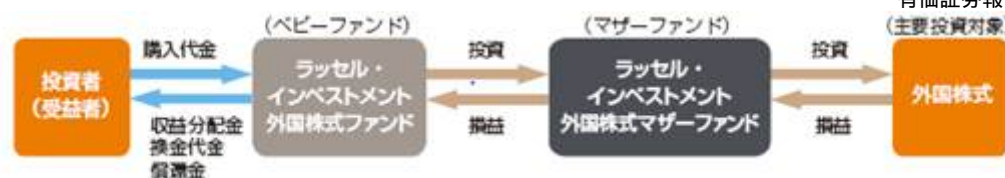
2016年6月13日 信託契約の締結、当ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

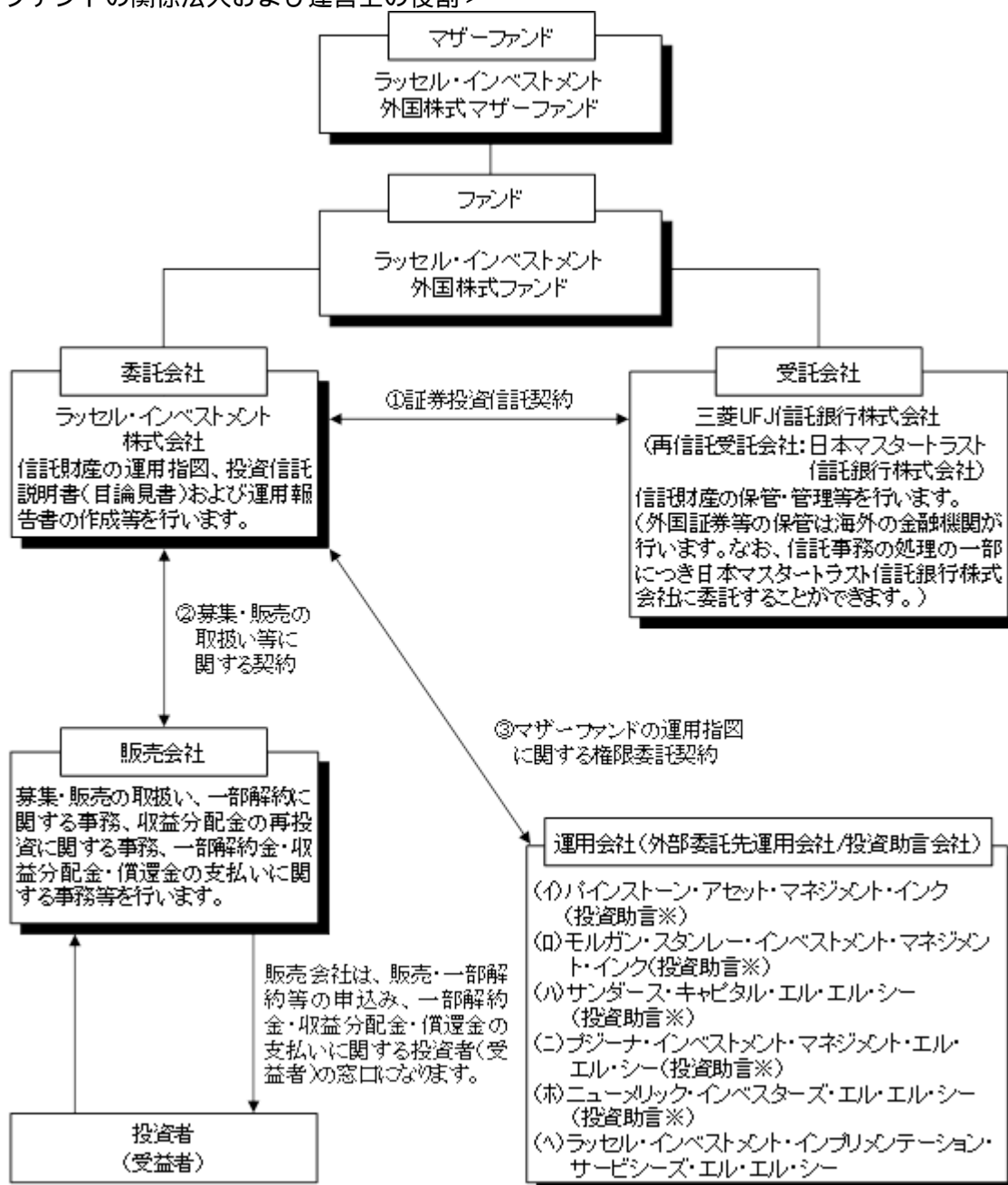
＜ファンドの仕組み＞

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。

ファミリーファンド方式とは、投資者（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



<ファンドの関係法人および運営上の役割>



各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

(注) 上図は、2024年7月18日現在のものです。上記の運用会社は事前の告知なく随時変更され、2024年7月18日現在のものと異なることがあります。

<契約の概要>

証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で締結され、証券投資信託の運営に関する事項（運用の基本方針、投資対象、投資制限、委託会社、受託会社および受益者の権利義務関係等）を定めた契約です。

募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社の間で締結され、募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等にかかる包括的な規則を定めた契約です。

マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社の間で締結され、マザーファンドの運用指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。なお、外部委託先運用会社によって、運用指図権限を委託する内容等は異なります。

（参考：マザーファンドの運用における投資助言契約）

外部委託先運用会社と投資助言会社の間で締結され、外部委託先運用会社がマザーファンドの運用指図を行う際の投資助言の内容を定めた契約です。なお、投資助言会社によって、投資助言を受ける内容等は異なります。

< 委託会社の概況 >

資本金の額 490百万円（2024年4月末現在）

沿革

1999年3月9日	フランク・ラッセル投信株式会社設立
1999年3月25日	「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に基づく証券投資信託委託業の認可取得
1999年11月15日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業者の登録
2000年1月27日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可取得
2002年7月18日	「フランク・ラッセル株式会社」に商号変更
2006年2月16日	「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に商号変更
2006年3月1日	ラッセル・インベストメント証券株式会社と合併
2007年12月21日	「ラッセル・インベストメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

（2024年4月末現在）

株主名	住所	所有株式数	持株比率
Russell Investments Japan Holdco合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	34,090株	100%

（参考）

ラッセル・インベストメント株式会社の概要

ラッセル・インベストメント株式会社は、ラッセル・インベストメントグループの日本拠点です。グローバルな事業展開により培ったノウハウをファンド運用に活かして、長期的に安定した収益を生み出すファンドを投資者の皆様を提供することを目指しており、これまで世界各国で提供してきた“マルチ・マネージャー・ファンド”を日本で初めて設定・運用管理し、提供しております。

ラッセル・インベストメントグループの概要

ラッセル・インベストメントグループは、年金、金融機関および個人など様々な投資者の皆様を対象に、グローバルに総合的な資産運用ソリューションを提供しています。グローバルに行う運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、確定拠出年金サービス、資産運用コンサルティング、売買執行管理など幅広く業務を行っており、当グループの運用資産総額（オーバーレイ運用を含みます。）は2024年3月末現在で約46兆円となっています。当グループの創立は1936年。米国ワシントン州シアトルを本拠地とします。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

運用方法

(a)投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(b)投資態度

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ります。
- M S C I K O K U S A I（配当込み）をベンチマークとします。
- マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

4. 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
5. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクまたは為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことができます。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a)次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条ないし第24条に定めるものに限りします。）
3. 金銭債権
4. 約束手形

(b)次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券のほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の

証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

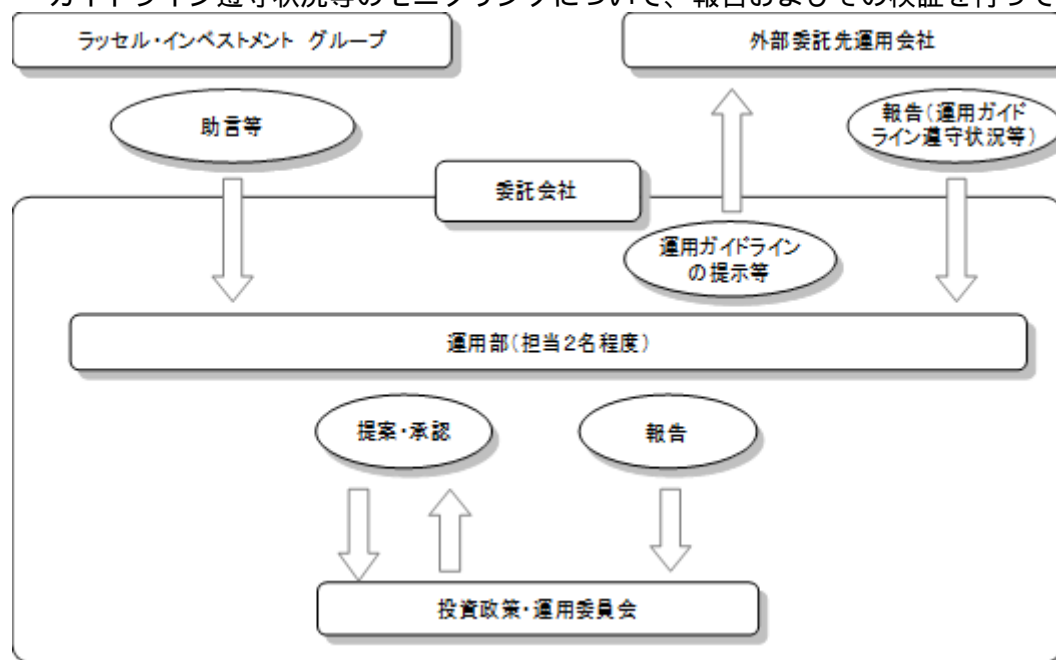
(3)【運用体制】

委託会社では、運用部が所管する、I D T o k y o ポリシー＆プロシージャー（社内規程）に基づき、当ファンドの運用体制を構築しています。

- ・委託会社の投資意思決定は、マザーファンドで採用する外部委託先運用会社の採用・変更、目標配分割合の設定・変更、運用ガイドラインの作成・変更が中心となります。
- ・運用部は、委託会社が属するラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づき、外部委託先運用会社の採用・変更や各外部委託先運用会社への目標配分割合の設定・変更等に関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。ただし、目標配分割合の変更に関しては、ラッセル・インベストメントグループに一定の基準に基づき委託がなされており、投資政策・運用委員会はそのモニタリングを行います。

（投資政策・運用委員会）

- ・投資政策・運用委員会は代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成されています。
- ・投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、報告およびその検証を行っています。



また、委託会社では、以下のようにファンド（マザーファンドを含みます。）の関係法人（販売会社を除く）に対する管理を行います。

- ・外部委託先運用会社
委託会社は、運用に関わるリスク管理を重視した運用体制を構築しており、後述の「3 投資リスク（2）投資リスクに対する管理体制」に記載の外部委託先運用会社に対する管理体制を構築しています。
- ・受託会社

オペレーション部（担当6名程度）が、内部統制等についての外部監査報告書を毎年受領し、受託会社の内部統制の状況を確認するほか、信託財産管理に係わるサービスの正確性・迅速性・システム対応力を随時検証し、必要と判断した場合には受託会社に個別説明等を求めることとしております。

上記の体制等は2024年4月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算時（毎年4月18日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

「一般コース」を選択した場合には、収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には、収益分配金は、税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。なお、販売会社によってはどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

信託約款による投資制限

(a)株式への実質投資割合 には制限を設けません。

「実質投資割合」とは、当ファンドの信託財産の純資産総額に対する、当ファンドの信託財産に属する資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合をいいます。以下同じ。

(b)外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

(c)投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該金融商品取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下同じ。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

(d)委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

(e)委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(f)投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
2. 上記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

(g)信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2. 上記1.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
 4. 上記2.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付にかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (h)先物取引等の運用指図
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。
- (i)スワップ取引の運用指図
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (j)金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (k)有価証券の貸付の指図および範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2. 上記1. に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(l) 有価証券の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない有価証券または信託約款の規定により借入れた有価証券を売付ることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2. 上記1. の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(m) 有価証券の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(n) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(o) 外国為替予約取引の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(p) 資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令上の投資制限

当ファンドに適用される投信法等関連法令上の投資制限は以下のとおりです。

(a) デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

(b) 同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

(c) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

（参考情報）ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドの概要

(1) マザーファンドの投資方針

基本方針

信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。

運用方法

(a) 投資対象

日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式を主要投資対象とします。

(b) 投資態度

1. 日本を除く世界先進各国の株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。
2. M S C I K O K U S A I（配当込み）をベンチマークとします。
3. 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
4. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

(2) マザーファンドの投資対象

投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第16条ないし第18条に定めるものに限ります。）
3. 金銭債権
4. 約束手形
5. 匿名組合出資持分（1.に該当するものを除きます。）

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社（運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、〃において同じ。）は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに14.の証券のうち投資法人債券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) マザーファンドの投資制限

信託約款による投資制限

- (a) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (b) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (c) 投資信託証券(上場不動産投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (d) 委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。

当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

- (e) 委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(f) 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
2. 上記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

(g) 信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
2. 上記1.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(h) 先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

(i) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(j) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

2. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (k) 有価証券の貸付の指図および範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 2. 上記1. に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- (l) 公社債の空売りの指図範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡し、または買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 2. 上記1. の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- (m) 公社債の借入れ
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- (n) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (o) 外国為替予約取引の指図および範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
 2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

マザーファンドにおける法令上の投資制限

マザーファンドに適用される法令上の投資制限は、前述の「2 投資方針 (5)投資制限 法令上の投資制限」において、当ファンドについて掲げたものと同じです。

(4) マザーファンドで採用している運用会社（外部委託先運用会社／投資助言会社）

マザーファンドでは「マルチ・マネージャー運用」を行います。「マルチ・マネージャー運用」では、運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。なお、運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

2024年7月18日現在、マザーファンドで採用している運用会社は以下のとおりです。

(イ)商 号：パインストーン・アセット・マネジメント・インク《カナダ》[投資助言]

投資助言内容：外国株式を対象としたグロース（成長）型の運用

(ロ)商 号：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク《米国》[投資助言]

投資助言内容：外国株式を対象としたグロース（成長）型の運用

(ハ)商 号：サンダース・キャピタル・エル・エル・シー《米国》[投資助言]

投資助言内容：外国株式を対象としたバリュー（割安）型の運用

(二)商 号：プジーナ・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー《米国》

[投資助言]

投資助言内容：外国株式を対象としたバリュー（割安）型の運用

(ホ)商 号：ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー《米国》

[投資助言]

投資助言内容：外国株式を対象としたマーケット・オリエンテッド型の運用

(ヘ)商 号：ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー《米国》

委託内容：１）キャッシュ・エクイタイゼーション（流動資金の株式化）—即ち、運用資産の内、流動資金を株式先物インデックスで運用することにより、ファンドを株式に対してフル・エクスポージャーにし、運用効率を高める。

２）他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体にかかる適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用にかかる部分以外の信託財産の一部についての運用。

３）他の外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。（トランジション・マネジメント（注））

４）他の運用会社からの投資助言等に基づく運用。

５）委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用（他の運用会社からの投資助言等に基づく運用を含む。）。

（注）マザーファンドで行うマルチ・マネージャー運用では、委託会社は運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。その際、運用の効率化を図りながらポートフォリオの組替え等を行います（当ファンド設定後に当初ポートフォリオを構築することを含め、以下「トランジション・マネジメント」といいます。）。トランジション・マネジメントを行う場合には、比較的短期の間に通常よりも多くの有価証券等の取引が行われます。この間の意図せざる市場エクスポージャーや市場リスク、機会損失を最小限に抑えるため、委託会社は運用の指図に関する権限の一部をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（以下「R I I S」ということがあります。）に委託します。なお、R I I Sは、トランジション時の市場エクスポージャーとリスクを管理するためのトレーディング戦略の策定とその実施に特化したブローカー業務も行っており、多くの場合、R I I Sは自社の当該部門をトランジション・マネジメントにかかる有価証券等の取引のブローカーとして利用します。R I I Sはラッセル・インベストメント グループの各社が世界各国で設定・運用する他のファンドだけでなく同グループ外の顧客に対しても同様のサービスを提供しています。トレーディング戦略の策定とその実施の対価として同社に支払われる売買委託手数料の総額は、運用報告書（全体版）の「利害関係人との取引状況等」においてR I I Sを利害関係人に準ずるものとみなして開示されます。

各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

なお、マザーファンドで採用する運用会社に関する最新の情報については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページでも情報提供を行っております。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120 - 055 - 887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

3【投資リスク】

(1)リスク要因

取得申込みに際しては、当ファンドのリスクおよび留意点を十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、金融商品取引業者（従来の証券会社）以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。

当ファンドの主なリスクとしては、以下のようなものがあげられます。

基準価額の変動リスク

(a) 株価変動リスク

株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(b) 株式の発行会社の信用リスク

株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(c) 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(d) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

(e) 流動性リスク

当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入株式を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入株式の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

上記は当ファンドの基準価額に影響を及ぼす主なリスクであり、リスクは上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

(a) 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(b) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や投資対象国・地域の取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(c) 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等を伴う資金変動等があり、その結果マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(d) 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

(e) 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、取得申込み、換金申込みの各受付を中止すること、および既に受付けた取得申込み、換金申込みの各受付を取消することができます。

(f) 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(g) 分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息と異なり、当ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが見られなかった場合も同様です。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用に関わるリスクの管理は、ラッセル・インベストメント グループの協力を得て、外部委託先運用会社の管理、ファンド全体の管理の2段階にわたって行われます。

外部委託先運用会社の管理

- ・外部委託先運用会社の運用リスクについては、運用部が、外部委託先運用会社毎に運用リスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。
- ・委託会社は、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。例えば、外部委託先運用会社は運用ガイドラインに違反した場合には直ちに当社グループに報告する義務があります。また、定期的に各外部委託先運用会社から違反がなかった旨の確認をとっており、その結果が投資政策・運用委員会に報告されます。
- ・外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。採用後も定期的に、外部委託先運用会社から法令および社内規程遵守状況について確認をとっています。
- ・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理を行います。
- ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。

ファンド全体の管理

ファンドの運用リスクについては、運用部がファンド毎にリスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。ファンド全体での管理は、更に、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを通じて行っています。

および のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

上記の体制等は2024年4月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

参考情報

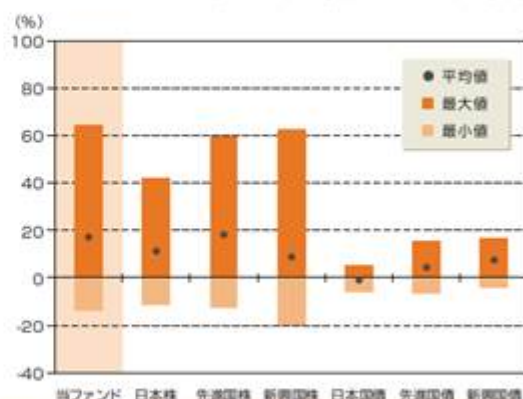
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2019年5月末～2024年4月末)



当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2019年5月末～2024年4月末)



(単位:%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	17.2	11.4	18.3	8.9	-0.9	4.5	7.6
最大値	64.4	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	16.6
最小値	-13.5	-11.4	-12.4	-19.4	-5.5	-6.1	-4.2

※当ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づいて計算しています。

※左グラフにおける年間騰落率は、当ファンドの5年間の各月末における直近1年間の騰落率で、その推移を棒グラフで表示しています。

※右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスの5年間の各月末における直近1年間の騰落率を元に、その平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、右グラフは当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの年間騰落率の計算に際しては、以下の指数を使用しています。なお、各指数については、後述の追加的記載事項をご参照ください。

日本株 …… TOPIX(配当込み)
先進国株 …… MSCI KOKUSAI(配当込み)
新興国株 …… MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み)
日本国債 …… NOMURA-BPI 国債
先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債 …… FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

ベンチマークおよび「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」 に用いた指数について

◆TOPIX(配当込み)

TOPIX(配当込み)は日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。TOPIXの指数値および商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、すべての権利はJPXが所有しています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、JPXはその確実性および完結性に責任を負うものではありません。

◆MSCI KOKUSAI(配当込み)

MSCI KOKUSAI(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRIC」といいます。）が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、NFRICが作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はNFRICに帰属しています。また、NFRICは、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

◆FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

◆FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

3.3%¹（税抜 3.0%）を上限として販売会社が定める申込手数料率を、お申込口数、お申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料²となります。

1 消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

2 申込手数料は商品説明や購入申込受付に係る事務手続き等の対価です。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社については下記の照会先にお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

また、信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.21%（税抜 年1.10%）を乗じて得た金額とします。信託報酬は日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

< 信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 >

信託報酬にかかる各支払先への配分は、次のとおりです。

支払先	配 分	役務の内容
委託会社	年0.935% （税抜 0.85%）	当ファンドの運用等の対価
販売会社	年0.220% （税抜 0.20%）	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドに係る管理事務、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.055% （税抜 0.05%）	当ファンドの資産管理等の対価

税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

委託会社および販売会社の報酬は信託財産中から委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支弁されます。受託会社の報酬は信託財産中から受託会社に対して支弁されます。

なお、委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた各外部委託先運用会社に対する報酬が含まれています。その報酬額は委託会社と当該外部委託先運用会社との間で別途定められ、委託会社が受ける報酬から各外部委託先運用会社に対して支弁されます。また、投資助言会社への報酬額は、その助言に基づき運用を行う外部委託先運用会社と各投資助言会社との間で別途定められ、外部委託先運用会社が受ける報酬から各投資助言会社に対して支弁されます。

グループ会社であるR I I Sへの報酬額については、他の外部委託先運用会社と同様に、委託会社との間で別途定められ、委託会社が受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。また、R I I Sが他の運用会社からの助言に基づき運用を行う場合においては、当該運用会社への報酬額はR I I Sと当該運用会社との間で別途定められ、R I I Sが受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

1. 振替受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および提出にかかる費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用
4. 信託約款の作成、印刷および交付にかかる費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用
6. 当ファンドの受益者に対して行う公告にかかる費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用
7. 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、信託財産の純資産総額に年0.11%（税抜 0.10%）の率を乗じて得た金額を上限として、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用の額を固

定率または固定金額にて信託財産中からその支弁を受けます。諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、かかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

当ファンドにおいて、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁されます。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当ファンドの費用（手数料等）の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税の取扱いについて

収益分配時

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、原則として、以下の税率で源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税を選択することができます。

換金時および償還時

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から申込手数料（税込）を含む取得費を控除したもの）については、原則として、以下の税率で申告分離課税が適用されます。ただし、源泉徴収口座を選択した場合は以下の税率で源泉徴収が行われます。

税率
20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）

損益通算について

換金時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）と損益通算が可能です。また、換金時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

法人の受益者に対する課税の取扱いについて

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金、ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

益金不算入制度の適用はありません。

税率
15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）

詳細は販売会社にお問い合わせください。

< 収益分配金について >

収益分配金には、課税扱いとなる普通分配金と、非課税扱いとなる元本払戻金（特別分配金）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時に個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 個別元本について >

受益者毎の取得時の価額（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）となります。

受益者が当ファンドを複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が取得するつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一の販売会社の複数支店等で当ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数のコースを保有する場合はコース毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の当該受益者の個別元本となります。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2024年4月末現在の情報です。税法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

税制の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率(年率)は以下の通りです。

対象期間：2023年4月19日～2024年4月18日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.32%	1.20%	0.12%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2024年4月末現在の運用状況です。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,717,238,652	100.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	715,914	0.04
合計(純資産総額)	—	1,716,522,738	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	49,402,511,021	60.44
	カナダ	1,997,934,995	2.44
	ブラジル	140,789,995	0.17
	パナマ	10,022,593	0.01
	ドイツ	1,972,055,637	2.41
	イタリア	756,538,227	0.93
	フランス	2,882,061,238	3.53
	オランダ	1,631,835,353	2.00
	スペイン	230,155,349	0.28
	オーストリア	8,981,643	0.01
	ルクセンブルク	586,679,082	0.72
	フィンランド	418,139,009	0.51
	アイルランド	877,446,273	1.07
	ポルトガル	20,715,037	0.03
	イギリス	4,301,752,665	5.26
	スイス	3,495,056,127	4.28
	スウェーデン	85,603,218	0.10
	ノルウェー	249,297,778	0.30
	デンマーク	1,057,173,305	1.29
	ケイマン諸島	1,301,094,669	1.59
	オーストラリア	506,164,356	0.62
	バミューダ	184,470,196	0.23
	ニュージーランド	11,558,715	0.01
	香港	605,950,137	0.74
	シンガポール	346,436,020	0.42
	タイ	105,736,368	0.13
	韓国	891,212,764	1.09
	台湾	2,388,781,369	2.92
	インド	899,849,515	1.10
	イスラエル	49,123,927	0.06
	キュラソー	70,825,182	0.09
	ジャージー	49,996,493	0.06
	ガーンジー	169,727,049	0.21
	マーシャル諸島	23,932,867	0.03
	小計	77,729,608,172	95.09
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資信託証券	アメリカ	250,447,671	0.31
	オーストラリア	52,955,398	0.06
	小計	303,403,069	0.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	3,711,694,823	4.54
合計(純資産総額)		81,744,706,064	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 国/地域は、投資有価証券の発行国/地域に基づいて表示しています。なお、「第1 ファンドの状況 5 運用状況(参考情報)」では、投資有価証券の上場取引所の国/地域に基づいて表示しています。そのため、上記表との間で国/地域の表示が異なる場合があります。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	6,541,270,830	8.00
		カナダ	363,866,808	0.45
		ドイツ	16,670,779	0.02
		オーストラリア	670,285,044	0.82
	売建	アメリカ	4,079,344,038	4.99
		スウェーデン	14,712,840	0.02
		香港	106,351,214	0.13
		シンガポール	62,568,830	0.08

（注１）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注２）時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ラッセル・インベストメント 外国株式マザーファンド	230,165,081	7.2202	1,661,837,918	7.4609	1,717,238,652	100.04

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.04
合計		100.04

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド
投資有価証券の主要銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	45,134	64,617.69	2,916,455,091	63,113.02	2,848,543,270	3.48
2	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	半導体・半導体製造装置	89,457	21,813.80	1,951,397,733	21,730.64	1,943,958,757	2.38
3	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	24,867	77,535.27	1,928,069,634	67,878.07	1,687,924,166	2.06
4	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CLASS A	メディア・娯楽	57,866	24,393.24	1,411,539,400	26,068.93	1,508,504,993	1.85
5	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	44,905	26,359.67	1,183,681,340	27,222.15	1,222,410,646	1.50
6	アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	15,104	72,199.10	1,090,495,267	71,718.99	1,083,243,625	1.33
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CLASS C	メディア・娯楽	37,487	24,614.47	922,722,712	26,343.50	987,539,159	1.21

8	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	33,288	28,406.78	945,604,900	28,392.62	945,133,668	1.16
9	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	11,978	75,153.53	900,188,994	76,728.80	919,057,650	1.12
10	アメリカ	株式	AUTOZONE INC	一般消費財・サービス流通・小売り	1,907	461,012.99	879,151,780	470,508.58	897,259,866	1.10
11	アメリカ	株式	UBER TECHNOLOGIES INC	運輸	75,069	11,287.38	847,332,780	10,575.05	793,859,179	0.97
12	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	28,468	26,591.41	757,004,317	27,636.36	786,752,067	0.96
13	アメリカ	株式	MOODY'S CORP	金融サービス	13,311	58,901.82	784,042,246	58,777.87	782,392,334	0.96
14	アメリカ	株式	SERVICENOW INC	ソフトウェア・サービス	6,871	115,549.00	793,937,213	113,150.00	777,453,677	0.95
15	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	46,086	16,073.79	740,776,741	15,853.41	730,620,419	0.89
16	アメリカ	株式	THE CIGNA GROUP	ヘルスケア機器・サービス	12,704	54,299.95	689,826,590	55,925.43	710,476,739	0.87
17	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	77,127	9,002.49	694,335,047	8,751.47	674,974,627	0.83
18	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	28,790	22,714.41	653,947,950	23,036.05	663,208,110	0.81
19	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	4,787	131,850.91	631,170,330	137,690.73	659,125,539	0.81
20	オランダ	株式	ING GROEP NV	銀行	262,178	2,509.35	657,898,754	2,493.21	653,667,328	0.80
21	アメリカ	株式	ELEVANCE HEALTH INC	ヘルスケア機器・サービス	7,703	79,857.39	615,141,499	83,781.46	645,368,602	0.79
22	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	32,272	19,647.81	634,074,285	19,952.23	643,898,689	0.79
23	アメリカ	株式	TJX COMPANIES INC	一般消費財・サービス流通・小売り	39,451	14,612.09	576,461,838	14,885.10	587,232,198	0.72
24	アメリカ	株式	CME GROUP INC	金融サービス	17,752	32,701.09	580,509,891	32,889.37	583,852,238	0.71
25	アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	62,154	8,971.54	557,617,221	9,382.61	583,167,363	0.71
26	フランス	株式	LVHM MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	耐久消費財・アパレル	4,327	135,168.48	584,874,013	130,999.10	566,833,123	0.69

27	インド	株式	HDFC BANK LTD-ADR	銀行	60,618	8,915.05	540,412,986	9,151.97	554,774,542	0.68
28	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	14,564	37,894.61	551,897,202	38,084.00	554,655,434	0.68
29	ドイツ	株式	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	資本財	74,479	7,415.77	552,319,372	7,402.32	551,317,659	0.67
30	アメリカ	株式	HCA HEALTHCARE INC	ヘルスケア機器・サービス	11,255	48,800.60	549,250,831	48,861.79	549,939,536	0.67

（注１）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注２）国/地域は、投資有価証券の発行国/地域に基づいて表示しています。なお、「第１ ファンドの状況 ５ 運用状況（参考情報）」では、投資有価証券の上場取引所の国/地域に基づいて表示しています。そのため、上記表との間で国/地域の表示が異なる場合があります。

投資有価証券種類別および業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率（％）
株式	外国	不動産管理・開発	0.41
		エネルギー	3.24
		素材	2.74
		資本財	6.56
		商業・専門サービス	1.81
		運輸	2.29
		自動車・自動車部品	1.81
		耐久消費財・アパレル	3.46
		消費者サービス	2.87
		メディア・娯楽	7.09
		一般消費財・サービス流通・小売り	5.18
		生活必需品流通・小売り	1.05
		食品・飲料・タバコ	4.49
		家庭用品・パーソナル用品	1.56
		ヘルスケア機器・サービス	6.21
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.23
		銀行	7.28
		金融サービス	6.41
		保険	2.81
		ソフトウェア・サービス	8.46
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.17
		電気通信サービス	0.96
		公益事業	1.02
		半導体・半導体製造装置	5.97
新株予約権証券	外国	—	0.00
投資信託証券	外国	—	0.37
合計			95.46

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種または種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（有価証券先物取引等）

資産の種類	取引所	資産の名称	限月	買建 / 売建	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（％）
-------	-----	-------	----	---------	----	---------	--------	---------

株価指数 先物取引所	シカゴ商業取引 所	S&P500 EMINI 株価指数先物取引	2024年 6月	買建	162	6,433,562,904	6,541,270,830	8.00
	ニューヨーク先 物取引所	miniMSCI Eng 株価指数先物取引	2024年 6月	売建	370	2,933,013,833	3,066,069,193	3.75
	インターコンチ ネンタル取引所	FTSE 100 株価指数先物取引	2024年 6月	売建	63	977,775,781	1,013,274,845	1.24
	モントリオール 取引所	S&P/TSX 60 株価指数先物取引	2024年 6月	買建	12	358,495,572	363,866,808	0.45
	ユーレックス・ ドイツ金融先物 取引所	EURO STOXX 50 株価指数先物取引	2024年 6月	買建	2	16,395,063	16,670,779	0.02
	シドニー先物取 引所	SPI 200 株価指数先物取引	2024年 6月	買建	34	669,059,820	670,285,044	0.82
	香港先物取引所	HANG SENG 株価指数先物取引	2024年 5月	売建	6	103,292,979	106,351,214	0.13
	シンガポール取 引所	MSCI SING IX 株価指数先物取引	2024年 5月	売建	18	62,675,448	62,568,830	0.08
	ストックホル ム・オプション 取引所	OMXS30 IND 株価指数先物取引	2024年 5月	売建	4	14,328,241	14,712,840	0.02

（注１）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注２）評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2024年４月末日および同日１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
1期	（2017年 4月18日）	9,548,316	9,548,316	1.1684	1.1684
2期	（2018年 4月18日）	543,442,425	543,442,425	1.3471	1.3471
3期	（2019年 4月18日）	754,072,325	754,072,325	1.4343	1.4343
4期	（2020年 4月20日）	668,395,751	668,395,751	1.2782	1.2782
5期	（2021年 4月19日）	967,153,999	967,153,999	2.0047	2.0047
6期	（2022年 4月18日）	1,203,971,768	1,203,971,768	2.3301	2.3301
7期	（2023年 4月18日）	1,338,977,019	1,338,977,019	2.4319	2.4319
8期	（2024年 4月18日）	1,665,502,930	1,665,502,930	3.2494	3.2494
	2023年 4月末日	1,319,383,235	—	2.4109	—
	5月末日	1,374,028,166	—	2.5202	—
	6月末日	1,482,274,414	—	2.7090	—
	7月末日	1,512,442,479	—	2.7393	—
	8月末日	1,540,904,807	—	2.7866	—
	9月末日	1,516,486,459	—	2.7246	—
	10月末日	1,459,219,665	—	2.6290	—
	11月末日	1,547,448,252	—	2.8118	—
	12月末日	1,549,663,205	—	2.8624	—
	2024年 1月末日	1,606,082,349	—	3.0428	—
	2月末日	1,649,723,473	—	3.1759	—
	3月末日	1,703,225,470	—	3.3256	—
	4月末日	1,716,522,738	—	3.3562	—

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
1期	0.0000
2期	0.0000
3期	0.0000

4期	0.0000
5期	0.0000
6期	0.0000
7期	0.0000
8期	0.0000

【収益率の推移】

期	収益率（％）
1期	16.8
2期	15.3
3期	6.5
4期	10.9
5期	56.8
6期	16.2
7期	4.4
8期	33.6

（注1）収益率は、各計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

（注2）収益率は、小数点第2位を四捨五入しています。

（参考情報）

■基準価額・純資産の推移（設定日(2016年6月13日)～2024年4月末）



※分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

■分配の推移

決算期	第4期 (2020年4月)	第5期 (2021年4月)	第6期 (2022年4月)	第7期 (2023年4月)	第8期 (2024年4月)	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

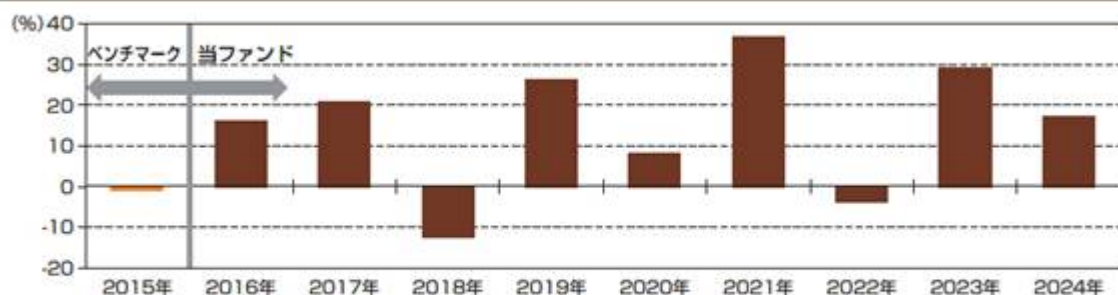
■主要な資産の状況

組入上位10銘柄(マザーファンド)

順位	銘柄名	種類	業種	国／地域	比率
1	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	3.5%
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	株式	半導体・半導体製造装置	アメリカ	2.4%
3	META PLATFORMS INC-CLASS A	株式	メディア・娯楽	アメリカ	2.1%
4	ALPHABET INC-CL A	株式	メディア・娯楽	アメリカ	1.8%
5	APPLE INC	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	1.5%
6	MASTERCARD INC - A	株式	金融サービス	アメリカ	1.3%
7	ALPHABET INC-CL C	株式	メディア・娯楽	アメリカ	1.2%
8	AMAZON.COM INC	株式	一般消費財・サービス流通・小売り	アメリカ	1.2%
9	UNITEDHEALTH GROUP INC	株式	ヘルスケア機器・サービス	アメリカ	1.1%
10	AUTOZONE INC	株式	一般消費財・サービス流通・小売り	アメリカ	1.1%

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

■年間収益率の推移（暦年ベース）



※当ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

※2015年まではベンチマークの年間収益率、2016年は当ファンドの設定日(6月13日)から年末までの収益率、2024年は4月末までの収益率を表示しています。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

- 当ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページで提供しております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

期	設定口数(口)	解約口数(口)
1期	16,248,534	8,076,063
2期	532,007,400	136,758,425
3期	293,514,128	171,181,389
4期	207,120,344	209,967,653
5期	153,630,050	194,098,959
6期	134,850,776	100,581,104
7期	92,070,361	58,200,280
8期	87,705,873	125,723,545

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2) 第1期の設定口数は当初募集期間中の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。

取得申込者は、原則として、販売会社が定める日までに取得申込みにかかる金額を販売会社に支払うものとします。

当ファンドには、分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が、税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。

なお、販売会社によってはどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」よりお申込みされる場合、取得申込者は、あらかじめ販売会社との間で自動けいぞく投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結するものとします。なお、当該契約については、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合は当該別の名称に読み替えるものとします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受付

各営業日¹の午後3時までに販売会社が受付けた取得申込みを当日の受付分とします²。この時刻を過ぎて行われる取得申込みは翌営業日¹の取扱いとなります。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日は、取得申込みの受付は行いません。

1 取得申込みの受付を行わない日については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

2 2024年11月5日より、原則として、取得申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とする予定です。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

申込手数料

3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める申込手数料率を、お申込口数、お申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

消費税等相当額を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

申込単位

販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

その他

(a) 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(b) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加

信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

換金申込みの受付

各営業日¹の午後3時までに販売会社が受付けた換金申込みを当日の受付分とします²。この時刻を過ぎて行われる換金申込みは翌営業日¹の取扱いとなります。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日は、換金申込みの受付は行いません。

1 換金申込みの受付を行わない日については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

2 2024年11月5日より、原則として、換金申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とする予定です。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

換金単位

販売会社が定める単位とします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

換金代金の支払い

原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

その他

(a)「解約請求」または「買取請求」により換金の申込みができます。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(b)当ファンドの資金管理を円滑に行うために、大口の換金には制限があります。

(c)金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金申込みの受付を中止することおよび既に受付けた換金申込みの受付を取消することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして取り扱います。

(d)「解約請求」を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりの価額で表示されることがあります。

主な投資対象の評価方法

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
マザーファンド	原則として、当ファンドの基準価額計算日における基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日に知り得る直近の最終相場とします。

基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日に算出されます。

基準価額については、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。また、基準価額は、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称（「ワールドプロ」）として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（2016年6月13日）から無期限とします。

ただし、後述の「(5)その他 信託の終了（繰上償還）」による場合、信託を終了することがあります。

(4)【計算期間】

毎年4月19日から翌年4月18日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は信託の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

(a) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から1年経過後、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、上記(a)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(c) 上記(b)の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下、本(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(d) 上記(b)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(e) 上記(b)から(d)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(b)から(d)までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

- (f) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (g) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の「信託約款の変更等」に規定する書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (h) 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「信託約款の変更等」で定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- (b) 委託会社は、上記(a)の事項（上記(a)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下、本(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 上記(b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 上記(a)から(f)の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。
- (h) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(a)から(g)の規定に従います。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、繰上償還または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者（書面決議において当該繰上償還または重大な信託約款の変更等に反対した受益者をいいます。）による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

関係法人との契約の更改等

(a) 募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約書」は、当該契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方からの別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとしします。

(b) マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社との間で締結されるマザーファンドの運用指図に関する権限委託契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとしします。

（参考：マザーファンドにおける外部委託先運用会社との投資助言契約）

外部委託先運用会社と投資助言会社との間で締結される投資助言契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとしします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（<https://www.russellinvestments.com/jp/>）に掲載します。

ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

- (a) 委託会社は、毎決算時および償還時に、計算期間中の運用経過のほか信託財産の内容、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
- (b) 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ（<https://www.russellinvestments.com/jp/>）に掲載します。
- (c) 上記(b)の規定にかかわらず、受益者からの運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次の通りです。

収益分配金請求権

受益者は、委託会社が決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の持分に応じて請求することができます。

販売会社は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対する収益分配金の支払いを、原則として決算日（当該決算日が休業日の場合は翌営業日としします。）から起算して5営業日目までに開始するものとします。

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として決算日の翌営業日に販売会社に交付されます。販売会社は別に定める契約に基づき、受益者に対して遅延なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金請求権

受益者は、当ファンドの信託終了後、口数に応じて償還金を請求することができます。販売会社は、信託終了日（償還日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対する償還金の支払いを、原則として償還日（当該償還日が休業日の場合は翌営業日としします。）から起算して5営業日目までに開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

ただし、受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。詳細は、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧ならびに謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （１）ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２）ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（2023年4月19日から2024年4月18日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ラッセル・インベストメント外国株式ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 2023年 4月18日現在	第8期 2024年 4月18日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,346,984,708	1,675,863,461
未収入金	633,877	1,138,146
流動資産合計	1,347,618,585	1,677,001,607
資産合計	1,347,618,585	1,677,001,607
負債の部		
流動負債		
未払解約金	633,877	1,138,146
未払受託者報酬	343,993	437,856
未払委託者報酬	7,223,696	9,194,878
その他未払費用	440,000	727,797
流動負債合計	8,641,566	11,498,677
負債合計	8,641,566	11,498,677
純資産の部		
元本等		
元本	550,577,720	512,560,048
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	788,399,299	1,152,942,882
（分配準備積立金）	395,979,904	706,847,776
元本等合計	1,338,977,019	1,665,502,930
純資産合計	1,338,977,019	1,665,502,930
負債純資産合計	1,347,618,585	1,677,001,607

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期 自 2022年 4月19日 至 2023年 4月18日	第8期 自 2023年 4月19日 至 2024年 4月18日
営業収益		
有価証券売買等損益	73,044,806	459,411,792
営業収益合計	73,044,806	459,411,792
営業費用		
受託者報酬	671,767	838,060
委託者報酬	14,106,893	17,598,933
その他費用	880,000	1,456,525
営業費用合計	15,658,660	19,893,518
営業利益又は営業損失 ()	57,386,146	439,518,274
経常利益又は経常損失 ()	57,386,146	439,518,274
当期純利益又は当期純損失 ()	57,386,146	439,518,274
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	1,739,880	46,532,296
期首剰余金又は期首欠損金 ()	687,264,129	788,399,299
剰余金増加額又は欠損金減少額	119,177,743	154,506,396
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	119,177,743	154,506,396
剰余金減少額又は欠損金増加額	77,168,599	182,948,791
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	77,168,599	182,948,791
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	788,399,299	1,152,942,882

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
---------------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第7期 2023年 4月18日現在	第8期 2024年 4月18日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第7期 2023年 4月18日現在	第8期 2024年 4月18日現在
1. 期首元本額	516,707,639円	550,577,720円
期中追加設定元本額	92,070,361円	87,705,873円
期中一部解約元本額	58,200,280円	125,723,545円
2. 計算期間末日における受益権の総数	550,577,720口	512,560,048口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 2022年 4月19日 至 2023年 4月18日	第8期 自 2023年 4月19日 至 2024年 4月18日
分配金の計算過程 2023年4月18日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（19,108,151円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（40,017,875円）、信託約款に規定される収益調整金(392,419,395円)及び分配準備積立金(336,853,878円)より分配対象収益は788,399,299円（1万口当たり14,319.46円）であります。分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	分配金の計算過程 2024年4月18日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（25,091,836円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（367,894,142円）、信託約款に規定される収益調整金(446,095,106円)及び分配準備積立金(313,861,798円)より分配対象収益は1,152,942,882円（1万口当たり22,493.79円）であります。分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する 取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及 びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券であります。 親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。 親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 ・ 外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ・ ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 ・ 上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。
-------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第7期 2023年 4月18日現在	第8期 2024年 4月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項	有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	有価証券以外の金融商品 同左 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

区 分	第7期 2023年 4月18日現在	第8期 2024年 4月18日現在
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	76,629,561	412,629,502
合 計	76,629,561	412,629,502

（デリバティブ取引等に関する注記）

第7期 2023年 4月18日現在	第8期 2024年 4月18日現在
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 自 2022年 4月19日 至 2023年 4月18日	第8期 自 2023年 4月19日 至 2024年 4月18日
該当事項はありません。	同左

（ 1 口当たり情報に関する注記 ）

区 分	第7期 2023年 4月18日現在	第8期 2024年 4月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.4319円 (24,319円)	3.2494円 (32,494円)

（ 4 ）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

（ 単位：円 ）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 外国株式マザーファンド	232,101,194	1,675,863,461	-
合計		232,101,194	1,675,863,461	-

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

ファンドは、「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

区 分	2023年 4月18日現在	2024年 4月18日現在
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
預金	618,432,783	1,300,187,918
コール・ローン	2,245,649,822	3,111,565,690
株式	56,179,830,147	75,006,411,952
新株予約権証券	2,516,041	0
投資証券	242,412,419	282,968,191
派生商品評価勘定	522,014,504	362,631,463
未収入金	-	243,337,980
未収配当金	66,858,872	80,592,713
未収利息	-	852
差入委託証拠金	510,872,990	657,103,491
流動資産合計	60,388,587,578	81,044,800,250
資産合計	60,388,587,578	81,044,800,250
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	437,294,960	326,647,307
未払金	-	329,270,888
未払解約金	581,680,354	88,058,623
未払利息	6,706	-
その他未払費用	1,420,652	1,119,175
流動負債合計	1,020,402,672	745,095,993
負債合計	1,020,402,672	745,095,993
純資産の部		
元本等		
元本	11,120,907,421	11,121,281,004
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	48,247,277,485	69,178,423,253
元本等合計	59,368,184,906	80,299,704,257
純資産合計	59,368,184,906	80,299,704,257
負債純資産合計	60,388,587,578	81,044,800,250

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 株式、新株予約権証券及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 ・金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 ・金融商品取引所等の上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2023年 4月18日現在	2024年 4月18日現在
開示対象ファンドの計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが開示対象ファンドの計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

2023年 4月18日現在	2024年 4月18日現在
1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 10,362,893,033円 期中追加設定元本額 3,132,376,681円	1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 11,120,907,421円 期中追加設定元本額 2,147,958,601円

期中一部解約元本額	2,374,362,293円	期中一部解約元本額	2,147,585,018円
元本の内訳		元本の内訳	
ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ - 2		ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ - 2	
（適格機関投資家限定）	2,144,928,729円	（適格機関投資家限定）	1,791,913,676円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド		ラッセル・インベストメント外国株式ファンド	
（適格機関投資家限定）	421,529,167円	（適格機関投資家限定）	361,126,791円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ - 4 A（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	269,650,708円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ - 4 A（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	134,756,758円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ - 4 B（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定）	1,008,372,146円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ - 4 B（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定）	986,385,578円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド		ラッセル・インベストメント外国株式ファンド	
（ＤＣ向け）	6,846,028,933円	（ＤＣ向け）	7,470,869,611円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド	252,319,929円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド	232,101,194円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス		ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	
安定型	17,083,017円	安定型	10,058,849円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス		ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	
安定成長型	104,176,190円	安定成長型	83,778,546円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス		ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	
成長型	56,818,602円	成長型	50,290,001円
計	11,120,907,421円	計	11,121,281,004円
2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	11,120,907,421口	2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	11,121,281,004口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であります。投資対象とする金融商品は、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。 デリバティブ取引等には、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 ・ 外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ・ ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 ・ 上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。
-------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

区 分	2023年 4月18日現在	2024年 4月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左 有価証券 同左 デリバティブ取引等 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

区 分	2023年 4月18日現在	2024年 4月18日現在
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	446,495,491	8,458,222,347

新株予約権証券	875,145	0
投資証券	45,062,109	253,874
合 計	402,308,527	8,457,968,473

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連（2023年 4月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	7,627,854,563	-	8,121,664,712	493,810,149
	売建	5,293,426,921	-	5,543,085,547	249,658,626
合計		12,921,281,484	-	13,664,750,259	244,151,523

株式関連（2024年 4月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	8,355,492,715	-	8,146,614,666	208,878,049
	売建	3,911,014,103	-	3,815,367,481	95,646,622
合計		12,266,506,818	-	11,961,982,147	113,231,427

(注) 1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また、契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連（2023年 4月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建	7,974,888,562	-	7,929,533,466	45,355,096
	米ドル	6,809,636,320	-	6,746,227,019	63,409,301
	カナダドル	479,680,039	-	487,180,350	7,500,311
	ユーロ	286,493,032	-	292,110,800	5,617,768
	スウェーデンクローネ	271,970,655	-	276,863,650	4,892,995
	オーストラリアドル	127,108,516	-	127,151,647	43,131
	売建	4,989,940,842	-	5,104,017,725	114,076,883
	米ドル	1,452,978,900	-	1,478,626,560	25,647,660
	ユーロ	1,247,134,516	-	1,272,215,559	25,081,043
	英ポンド	493,734,616	-	509,276,097	15,541,481
	スイスフラン	1,575,092,910	-	1,623,058,636	47,965,726
	ノルウェークローネ	179,749,702	-	179,652,474	97,228
	ニュージーランドドル	41,250,198	-	41,188,399	61,799
合計		12,964,829,404	-	13,033,551,191	159,431,979

通貨関連（2024年 4月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建	6,786,043,570	-	7,029,612,610	243,569,040
	米ドル	4,975,208,922	-	5,190,345,395	215,136,473
	カナダドル	353,915,983	-	363,166,844	9,250,861
	ユーロ	666,949,383	-	682,109,001	15,159,618
	英ポンド	27,959,685	-	28,583,205	623,520
	スウェーデンクローネ	306,667,936	-	300,643,049	6,024,887
	オーストラリアドル	455,341,661	-	464,765,116	9,423,455
	売建	6,065,845,909	-	6,160,199,366	94,353,457
	米ドル	454,906,479	-	477,374,760	22,468,281
	カナダドル	1,195,368,713	-	1,208,531,718	13,163,005
	ユーロ	1,075,309,424	-	1,099,552,068	24,242,644
	英ポンド	575,956,979	-	588,528,316	12,571,337
	スイスフラン	2,494,598,854	-	2,516,035,663	21,436,809
	スウェーデンクローネ	6,579,096	-	6,447,958	131,138
	ノルウェークローネ	196,443,978	-	196,267,218	176,760
	オーストラリアドル	21,051,876	-	21,451,353	399,477
	ニュージーランドドル	44,852,911	-	45,235,998	383,087
	新台湾ドル	609,358	-	608,271	1,087
	イスラエルシェケル	168,241	-	166,043	2,198
	合計	12,851,889,479	-	13,189,811,976	149,215,583

（注）1. 為替予約の評価方法

(1)開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2)開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

(3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2022年 4月19日 至 2023年 4月18日	自 2023年 4月19日 至 2024年 4月18日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

区 分	2023年 4月18日現在	2024年 4月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	5.3384円 (53,384円)	7.2204円 (72,204円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

次表の通りです。

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	CAMECO CORP	4,083	48.41	197,658.03	
	CENOVUS ENERGY INC	3,577	20.70	74,043.90	
	CHENIERE ENERGY INC	5,713	156.81	895,855.53	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	928	87.15	80,875.20	
	CHEVRON CORP	7,369	156.40	1,152,511.60	
	CONOCOPHILLIPS	2,410	128.33	309,275.30	
	COTERRA ENERGY INC	13,549	27.22	368,803.78	
	DEVON ENERGY CORP	3,181	51.67	164,362.27	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	468	201.15	94,138.20	
	EOG RESOURCES INC	5,320	132.40	704,368.00	
	EXXON MOBIL CORP	13,057	118.63	1,548,951.91	
	HALLIBURTON CO	20,564	38.04	782,254.56	
	HESS CORP	405	150.80	61,074.00	
	HF SINCLAIR CORP	1,416	57.05	80,782.80	
	MARATHON OIL CORP	3,473	27.68	96,132.64	
	MARATHON PETROLEUM CORP	1,784	202.46	361,188.64	
	NOV INC	71,398	18.47	1,318,721.06	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	1,208	65.98	79,703.84	
	OVINTIV INC	1,449	51.75	74,985.75	
	PHILLIPS 66	1,103	157.25	173,446.75	
	SCHLUMBERGER LTD	9,173	50.81	466,080.13	
	TEEKAY TANKERS LTD-CLASS A	2,603	57.29	149,125.87	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	120	584.96	70,195.20	
	VALERO ENERGY CORP	2,037	167.28	340,749.36	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	1,858	229.01	425,500.58	
	ALBEMARLE CORP	313	114.39	35,804.07	
	AVERY DENNISON CORP	432	208.92	90,253.44	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	1,022	77.80	79,511.60	
	CLEVELAND-CLIFFS INC	5,253	21.21	111,416.13	
	COMMERCIAL METALS CO	1,004	55.87	56,093.48	
	DOW INC	38,409	56.82	2,182,399.38	
	DUPONT DE NEMOURS INC	791	73.09	57,814.19	
	ECOLAB INC	1,479	219.25	324,270.75	
	FREEPORT-MCMORAN INC	1,998	49.82	99,540.36	
	LINDE PLC	191	446.79	85,336.89	
	MOSAIC CO/THE	1,358	30.29	41,133.82	
	NEWMONT CORP	21,219	38.56	818,204.64	
	NUCOR CORP	1,336	192.78	257,554.08	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	1,622	178.51	289,543.22	
	RELIANCE INC	214	322.12	68,933.68	
	RPM INTERNATIONAL INC	1,213	107.36	130,227.68	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	10,438	310.16	3,237,450.08	
	STEEL DYNAMICS INC	616	138.93	85,580.88	
	BOISE CASCADE CO	921	137.80	126,913.80	
	BUILDERS FIRSTSOURCE INC	923	179.31	165,503.13	
	CARRIER GLOBAL CORP	37,221	54.25	2,019,239.25	
	CATERPILLAR INC	414	358.32	148,344.48	
	CUMMINS INC	1,479	291.36	430,921.44	

DOVER CORP	665	169.50	112,717.50
EATON CORP PLC	531	310.18	164,705.58
EMCOR GROUP INC	276	339.20	93,619.20
EMERSON ELECTRIC CO	1,809	109.81	198,646.29
FASTENAL CO	1,271	68.48	87,038.08
FERGUSON PLC	1,481	211.44	313,142.64
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	982	74.37	73,031.34
GENERAL DYNAMICS CORP	7,372	284.46	2,097,039.12
GRACO INC	25,232	88.43	2,231,265.76
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	3,771	190.36	717,847.56
HUBBELL INC	430	390.97	168,117.10
ILLINOIS TOOL WORKS	2,372	249.54	591,908.88
INGERSOLL-RAND INC	1,299	89.57	116,351.43
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	13,433	35.77	480,498.41
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	3,829	201.40	771,160.60
MYR GROUP INC/DELAWARE	480	160.87	77,217.60
NORDSON CORP	334	260.80	87,107.20
NORTHROP GRUMMAN CORP	5,882	452.05	2,658,958.10
OTIS WORLDWIDE CORP	28,034	94.96	2,662,108.64
OWENS CORNING	910	162.90	148,239.00
PACCAR INC	1,614	115.93	187,111.02
RTX CORP	10,077	100.75	1,015,257.75
SMITH (A.O.) CORP	1,700	86.46	146,982.00
SNAP-ON INC	766	283.50	217,161.00
TEXTRON INC	1,157	92.21	106,686.97
TORO CO	564	84.28	47,533.92
TRANE TECHNOLOGIES PLC	1,356	293.09	397,430.04
UNITED RENTALS INC	361	636.22	229,675.42
WABTEC CORP	3,388	144.55	489,735.40
WATSCO INC	222	403.94	89,674.68
WW GRAINGER INC	80	949.92	75,993.60
XYLEM INC	1,266	126.22	159,794.52
AUTOMATIC DATA PROCESSING	2,728	242.90	662,631.20
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	2,440	140.26	342,234.40
BROADRIDGE FINANCIAL Solutio	216	193.45	41,785.20
CINTAS CORP	263	668.51	175,818.13
COPART INC	3,161	54.02	170,757.22
JACOBS SOLUTIONS INC	359	142.97	51,326.23
LEIDOS HOLDINGS INC	6,908	124.36	859,078.88
PAYCHEX INC	678	119.14	80,776.92
PAYCOM SOFTWARE INC	44	186.86	8,221.84
REPUBLIC SERVICES INC	606	188.95	114,503.70
ROBERT HALF INC	1,377	69.31	95,439.87
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	27,623	60.24	1,664,009.52
VERISK ANALYTICS INC	271	222.25	60,229.75
WASTE MANAGEMENT INC	3,717	206.15	766,259.55
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	1,938	68.81	133,353.78
CSX CORP	3,828	34.16	130,764.48
DELTA AIR LINES INC	25,024	47.88	1,198,149.12
EXPEDITORS INTL WASH INC	558	114.34	63,801.72
FEDEX CORP	969	263.07	254,914.83
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	232,483	3.21	746,270.43
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	406	168.13	68,260.78
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	1,446	48.53	70,174.38

OLD DOMINION FREIGHT LINE	730	210.81	153,891.30
UBER TECHNOLOGIES INC	75,069	71.94	5,400,463.86
UNION PACIFIC CORP	1,807	229.23	414,218.61
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	1,265	142.25	179,946.25
FORD MOTOR CO	4,295	12.04	51,711.80
GENERAL MOTORS CO	4,835	42.46	205,294.10
LEAR CORP	13,496	130.45	1,760,553.20
TESLA INC	3,130	155.45	486,558.50
DECKERS OUTDOOR CORP	961	819.20	787,251.20
DR HORTON INC	2,408	145.74	350,941.92
GARMIN LTD	748	141.07	105,520.36
KB HOME	1,320	60.92	80,414.40
LENNAR CORP-A	2,700	151.88	410,076.00
LULULEMON ATHLETICA INC	540	344.86	186,224.40
MERITAGE HOMES CORP	419	150.14	62,908.66
NEWELL BRANDS INC	85,954	6.93	595,661.22
NIKE INC -CL B	16,763	94.84	1,589,802.92
NVR INC	30	7,669.94	230,098.20
ON HOLDING AG-CLASS A	20,914	33.37	697,900.18
PULTEGROUP INC	2,550	106.15	270,682.50
PVH CORP	13,944	105.75	1,474,578.00
TAYLOR MORRISON HOME CORP	1,613	53.80	86,779.40
TOLL BROTHERS INC	1,851	113.42	209,940.42
TRI POINTE HOMES INC	1,835	34.51	63,325.85
BOOKING HOLDINGS INC	439	3,443.91	1,511,876.49
CARNIVAL CORP	4,222	14.12	59,614.64
CHEGG INC	9,809	6.90	67,682.10
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	100	2,902.96	290,296.00
DOORDASH INC - A	19,861	130.90	2,599,804.90
H&R BLOCK INC	1,481	46.87	69,414.47
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS INC	381	200.48	76,382.88
MCDONALD'S CORP	3,958	269.95	1,068,462.10
TRIP.COM GROUP LTD-ADR	31,169	48.26	1,504,215.94
WINGSTOP INC	218	359.57	78,386.26
ALPHABET INC-CL A	59,395	155.47	9,234,140.65
ALPHABET INC-CL C	37,487	156.88	5,880,960.56
BAIDU INC - SPON ADR	2,782	94.41	262,648.62
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	6,043	258.03	1,559,275.29
COMCAST CORP-CLASS A	7,362	38.99	287,044.38
ELECTRONIC ARTS INC	5,174	126.31	653,527.94
ENDEAVOR GROUP HOLD-CLASS A	19,847	26.33	522,571.51
FOX CORP - CLASS A	2,424	30.46	73,835.04
MATCH GROUP INC	2,572	32.28	83,024.16
META PLATFORMS INC-CLASS A	24,867	494.17	12,288,525.39
NETFLIX INC	484	613.69	297,025.96
PINTEREST INC- CLASS A	1,501	32.77	49,187.77
SHUTTERSTOCK INC	1,860	40.56	75,441.60
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	7,131	293.58	2,093,518.98
TKO GROUP HOLDINGS INC	7,928	96.32	763,624.96
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	859	80.13	68,831.67
WALT DISNEY CO/THE	18,059	112.94	2,039,583.46
YELP INC	1,498	39.56	59,260.88
ABERCROMBIE & FITCH CO-CL A	889	113.48	100,883.72
ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	17,661	68.82	1,215,430.02

AMAZON.COM INC	31,546	181.28	5,718,658.88
AUTOZONE INC	1,907	2,938.26	5,603,261.82
BEST BUY CO INC	712	76.23	54,275.76
BURLINGTON STORES INC	361	179.91	64,947.51
COUPANG INC	110,403	22.63	2,498,419.89
DICK'S SPORTING GOODS INC	603	196.93	118,748.79
EBAY INC	2,253	49.45	111,410.85
ETSY INC	1,242	67.49	83,822.58
GENUINE PARTS CO	2,491	144.07	358,878.37
HOME DEPOT INC	3,632	332.83	1,208,838.56
LKQ CORP	901	47.91	43,166.91
MERCADOLIBRE INC	2,132	1,397.86	2,980,237.52
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	82	1,094.80	89,773.60
POOL CORP	207	364.15	75,379.05
ROSS STORES INC	581	132.79	77,150.99
TJX COMPANIES INC	39,451	93.13	3,674,071.63
TRACTOR SUPPLY COMPANY	218	247.39	53,931.02
ULTA BEAUTY INC	133	424.55	56,465.15
COSTCO WHOLESALE CORP	655	715.19	468,449.45
DOLLAR TREE INC	910	123.75	112,612.50
KROGER CO	31,234	55.26	1,725,990.84
SYSCO CORP	1,319	75.44	99,505.36
TARGET CORP	1,952	164.47	321,045.44
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	3,396	17.63	59,871.48
WALMART INC	5,535	59.65	330,162.75
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	1,507	60.42	91,052.94
CAMPBELL SOUP CO	9,179	43.31	397,542.49
COCA-COLA CO/THE	34,508	58.51	2,019,063.08
GENERAL MILLS INC	10,115	68.51	692,978.65
HERSHEY CO/THE	1,990	182.45	363,075.50
HORMEL FOODS CORP	4,217	34.04	143,546.68
JM SMUCKER CO/THE	5,196	109.80	570,520.80
KELLANOVA	15,489	56.07	868,468.23
KEURIG DR PEPPER INC	15,231	30.88	470,333.28
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	3,147	72.27	227,433.69
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	6,786	66.51	451,336.86
MONSTER BEVERAGE CORP	7,975	54.25	432,643.75
PEPSICO INC	28,468	169.48	4,824,756.64
TYSON FOODS INC-CL A	24,172	58.58	1,415,995.76
CHURCH & DWIGHT CO INC	888	103.49	91,899.12
CLOROX COMPANY	4,735	142.34	673,979.90
COLGATE-PALMOLIVE CO	15,500	86.75	1,344,625.00
ELF BEAUTY INC	601	166.26	99,922.26
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	1,582	138.04	218,379.28
KIMBERLY-CLARK CORP	2,003	125.96	252,297.88
PROCTER & GAMBLE CO/THE	15,265	156.96	2,395,994.40
ABBOTT LABORATORIES	2,052	105.90	217,306.80
ALIGN TECHNOLOGY INC	179	300.14	53,725.06
BAXTER INTERNATIONAL INC	48,690	39.52	1,924,228.80
BECTON DICKINSON AND CO	10,338	232.21	2,400,586.98
BOSTON SCIENTIFIC CORP	1,542	67.96	104,794.32
CARDINAL HEALTH INC	11,331	106.52	1,206,978.12
CENTENE CORP	3,951	72.00	284,472.00
COOPER COS INC/THE	588	89.86	52,837.68

CVS HEALTH CORP	12,992	68.60	891,251.20
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	1,205	87.24	105,124.20
ELEVANCE HEALTH INC	7,703	508.97	3,920,595.91
HCA HEALTHCARE INC	11,255	311.03	3,500,642.65
HENRY SCHEIN INC	1,095	70.20	76,869.00
HOLOGIC INC	1,874	74.92	140,400.08
HUMANA INC	2,194	323.46	709,671.24
IDEXX LABORATORIES INC	299	478.24	142,993.76
INSULET CORP	199	166.26	33,085.74
INTUITIVE SURGICAL INC	689	374.17	257,803.13
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	479	199.97	95,785.63
MCKESSON CORP	1,917	525.92	1,008,188.64
MEDTRONIC PLC	34,488	79.08	2,727,311.04
MOLINA HEALTHCARE INC	179	359.85	64,413.15
QUEST DIAGNOSTICS INC	387	126.98	49,141.26
RESMED INC	456	173.83	79,266.48
THE CIGNA GROUP	12,704	346.08	4,396,600.32
UNITEDHEALTH GROUP INC	11,978	478.99	5,737,342.22
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	324	199.20	64,540.80
ABBVIE INC	8,648	164.25	1,420,434.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	523	134.55	70,369.65
AMGEN INC	848	264.07	223,931.36
ASTRAZENECA PLC-SPONS ADR	15,951	68.53	1,093,122.03
BIO-TECHNE CORP	982	62.73	61,600.86
BIOGEN INC	225	192.16	43,236.00
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	41,938	47.84	2,006,313.92
ELI LILLY & CO	1,774	750.77	1,331,865.98
GILEAD SCIENCES INC	11,458	66.93	766,883.94
INCYTE CORP	14,913	52.72	786,213.36
IRONWOOD PHARMACEUTICALS INC	4,893	7.65	37,431.45
JOHNSON & JOHNSON	28,790	144.77	4,167,928.30
MEDPACE HOLDINGS INC	229	382.44	87,578.76
MERCK & CO. INC.	16,484	125.37	2,066,599.08
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,499	1,198.03	1,795,846.97
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	4,473	133.23	595,937.79
PFIZER INC	7,251	25.42	184,320.42
REGENERON PHARMACEUTICALS	358	901.19	322,626.02
REVVITY INC	460	100.55	46,253.00
UNITED THERAPEUTICS CORP	603	235.31	141,891.93
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	2,848	393.10	1,119,548.80
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	549	377.36	207,170.64
ZOETIS INC	1,359	151.94	206,486.46
BANK OF AMERICA CORP	43,113	35.23	1,518,870.99
CITIGROUP INC	48,162	58.17	2,801,583.54
FIRST HORIZON CORP	4,968	14.17	70,396.56
HDFC BANK LTD-ADR	60,618	56.82	3,444,314.76
ICICI BANK LTD-SPON ADR	80,063	25.63	2,052,014.69
JPMORGAN CHASE & CO	10,574	180.08	1,904,165.92
M & T BANK CORP	707	139.04	98,301.28
NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	66,242	10.79	714,751.18
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	505	147.25	74,361.25
REGIONS FINANCIAL CORP	3,032	18.86	57,183.52
US BANCORP	1,614	39.52	63,785.28
WELLS FARGO & CO	62,154	57.18	3,553,965.72

AMERICAN EXPRESS CO	590	217.67	128,425.30
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	2,492	107.49	267,865.08
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	982	397.74	390,580.68
BLACKROCK INC	1,051	753.79	792,233.29
BLOCK INC	16,416	73.51	1,206,740.16
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	13,054	136.77	1,785,395.58
CBOE GLOBAL MARKETS INC	4,098	176.96	725,182.08
CME GROUP INC	17,752	208.42	3,699,871.84
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	661	213.78	141,308.58
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	773	119.89	92,674.97
EQUITABLE HOLDINGS INC	51,567	35.64	1,837,847.88
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	179	429.25	76,835.75
GOLDMAN SACHS GROUP INC	144	403.91	58,163.04
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	498	164.67	82,005.66
JACKSON FINANCIAL INC-A	2,860	63.56	181,781.60
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	541	259.11	140,178.51
MARKETAXESS HOLDINGS INC	204	201.93	41,193.72
MASTERCARD INC - A	15,104	460.16	6,950,256.64
MOODY'S CORP	13,311	375.41	4,997,082.51
MSCI INC	4,852	511.83	2,483,399.16
NASDAQ INC	10,833	60.01	650,088.33
NMI HOLDINGS INC-CLASS A	3,671	29.50	108,294.50
PAYPAL HOLDINGS INC	3,034	63.26	191,930.84
STATE STREET CORP	937	72.81	68,222.97
SYNCHRONY FINANCIAL	2,623	39.68	104,080.64
T ROWE PRICE GROUP INC	604	111.39	67,279.56
VISA INC-CLASS A SHARES	8,537	272.69	2,327,954.53
AFLAC INC	7,744	80.26	621,533.44
ALLSTATE CORP	4,004	162.92	652,331.68
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	1,402	124.57	174,647.14
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	2,878	72.58	208,885.24
AON PLC-CLASS A	773	304.79	235,602.67
ARCH CAPITAL GROUP LTD	1,398	90.63	126,700.74
ASSURANT INC	1,600	170.08	272,128.00
AXIS CAPITAL HOLDINGS LTD	1,161	60.71	70,484.31
BROWN & BROWN INC	2,057	80.62	165,835.34
CHUBB LTD	1,112	243.53	270,805.36
CINCINNATI FINANCIAL CORP	6,274	115.30	723,392.20
CNO FINANCIAL GROUP INC	3,285	25.12	82,519.20
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	356	378.19	134,635.64
EVEREST GROUP LTD	1,071	357.14	382,496.94
GENWORTH FINANCIAL INC-CL A	16,672	5.79	96,530.88
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	12,146	95.78	1,163,343.88
MARKEL GROUP INC	40	1,428.51	57,140.40
MARSH & MCLENNAN COS	849	197.62	167,779.38
METLIFE INC	16,570	68.92	1,142,004.40
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	3,771	78.48	295,948.08
PROGRESSIVE CORP	5,380	209.12	1,125,065.60
REINSURANCE GROUP OF AMERICA	295	180.15	53,144.25
RENAISSANCE HOLDINGS LTD	306	216.40	66,218.40
TRAVELERS COS INC/THE	5,503	206.58	1,136,809.74
UNUM GROUP	1,263	50.16	63,352.08
WILLIS TOWERS WATSON PLC	1,962	259.27	508,687.74
WR BERKLEY CORP	7,351	80.71	593,299.21

ACCENTURE PLC-CL A	681	314.54	214,201.74
ADOBE INC	4,636	474.45	2,199,550.20
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	3,860	100.34	387,312.40
AMDOCS LTD	12,746	84.93	1,082,517.78
AUTODESK INC	872	214.92	187,410.24
CADENCE DESIGN SYS INC	4,378	293.71	1,285,862.38
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	47,965	67.54	3,239,556.10
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	5,313	293.69	1,560,374.97
DOCUSIGN INC	2,273	58.06	131,970.38
DYNATRACE INC	1,847	44.43	82,062.21
EPAM SYSTEMS INC	240	249.00	59,760.00
GODADDY INC - CLASS A	4,513	122.36	552,210.68
INTL BUSINESS MACHINES CORP	615	183.10	112,606.50
INTUIT INC	331	613.21	202,972.51
IRIS ENERGY LTD	13,915	4.50	62,617.50
MICROSOFT CORP	45,519	411.84	18,746,544.96
ORACLE CORP	23,597	118.67	2,800,255.99
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	5,005	21.31	106,656.55
PALO ALTO NETWORKS INC	264	277.33	73,215.12
PTC INC	528	177.48	93,709.44
ROPER TECHNOLOGIES INC	671	526.47	353,261.37
SALESFORCE INC	5,939	276.32	1,641,064.48
SERVICENOW INC	6,871	736.45	5,060,147.95
SHOPIFY INC - CLASS A	36,884	69.41	2,560,118.44
SYNOPSYS INC	1,971	527.58	1,039,860.18
WORKDAY INC-CLASS A	289	257.02	74,278.78
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	1,239	59.08	73,200.12
ZSCALER INC	481	172.96	83,193.76
AMPHENOL CORP-CL A	746	111.49	83,171.54
APPLE INC	44,455	168.00	7,468,440.00
ARISTA NETWORKS INC	679	259.27	176,044.33
AVNET INC	29,288	46.59	1,364,527.92
CISCO SYSTEMS INC	32,774	47.79	1,566,269.46
F5 INC	362	181.30	65,630.60
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	11,934	17.03	203,236.02
HP INC	29,439	27.69	815,165.91
JUNIPER NETWORKS INC	16,120	36.48	588,057.60
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	894	149.93	134,037.42
MOTOROLA SOLUTIONS INC	2,660	340.51	905,756.60
NETAPP INC	13,654	100.91	1,377,825.14
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	12,798	84.20	1,077,591.60
TE CONNECTIVITY LTD	11,621	141.48	1,644,139.08
TRIMBLE INC	1,466	58.49	85,746.34
AT&T INC	21,858	16.12	352,350.96
VERIZON COMMUNICATIONS INC	4,967	39.78	197,587.26
ATMOS ENERGY CORP	1,494	114.56	171,152.64
EDISON INTERNATIONAL	30,174	68.04	2,053,038.96
XCEL ENERGY INC	10,033	53.19	533,655.27
ADVANCED MICRO DEVICES	2,338	154.02	360,098.76
ANALOG DEVICES INC	3,402	189.43	644,440.86
APPLIED MATERIALS INC	5,267	199.89	1,052,820.63
BROADCOM INC	1,392	1,282.63	1,785,420.96
INTEL CORP	6,558	35.68	233,989.44
KLA CORP	324	658.98	213,509.52

	LAM RESEARCH CORP	743	912.26	677,809.18	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	7,546	85.07	641,938.22	
	MICRON TECHNOLOGY INC	9,741	116.33	1,133,170.53	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	149	637.72	95,020.28	
	NVIDIA CORP	4,787	840.35	4,022,755.45	
	ON SEMICONDUCTOR	810	64.47	52,220.70	
	QORVO INC	2,873	109.95	315,886.35	
	QUALCOMM INC	15,028	164.32	2,469,400.96	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	20,340	98.47	2,002,879.80	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	89,457	139.03	12,437,206.71	
	TERADYNE INC	731	102.07	74,613.17	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	1,016	165.70	168,351.20	
	CBRE GROUP INC - A	814	85.14	69,303.96	
米ドル 計		3,455,809		349,561,629.15 (53,993,289,238)	
カナダドル	IMPERIAL OIL LTD	2,868	95.46	273,779.28	
	SUNCOR ENERGY INC	61,404	52.18	3,204,060.72	
	TOURMALINE OIL CORP	3,945	65.24	257,371.80	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	5,103	86.08	439,266.24	
	BARRICK GOLD CORP	7,293	23.02	167,884.86	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	2,087	70.14	146,382.18	
	FINNING INTERNATIONAL INC	2,408	41.83	100,726.64	
	AIR CANADA	6,393	19.31	123,448.83	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	4,043	174.93	707,241.99	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	33,005	65.88	2,174,369.40	
	DOLLARAMA INC	7,278	113.43	825,543.54	
	LOBLAW COMPANIES LTD	1,685	149.01	251,081.85	
	WESTON (GEORGE) LTD	511	177.42	90,661.62	
	ROYAL BANK OF CANADA	5,332	133.30	710,755.60	
	TORONTO-DOMINION BANK	5,210	78.28	407,838.80	
	TMX GROUP LTD	3,905	36.00	140,580.00	
	GREAT-WEST LIFECO INC	3,923	40.07	157,194.61	
	IA FINANCIAL CORP INC	1,453	81.57	118,521.21	
	INTACT FINANCIAL CORP	2,680	219.67	588,715.60	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	20,857	31.44	655,744.08	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	6,085	69.16	420,838.60	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	6,015	124.64	749,709.60	
	ATCO LTD -CLASS I	2,205	35.65	78,608.25	
	HYDRO ONE LTD	6,190	37.69	233,301.10	
カナダドル 計		201,878		13,023,626.40 (1,460,729,937)	
ブラジルリアル	AMBEV SA	380,024	11.91	4,526,085.84	
ブラジルリアル 計		380,024		4,526,085.84 (133,259,734)	
ユーロ	REPSOL SA	6,405	15.20	97,356.00	
	SAIPEM SPA	31,511	2.33	73,483.65	
	SHELL PLC	64,041	33.53	2,147,294.73	
	TENARIS SA	6,621	17.94	118,813.84	
	VOPAK	1,802	36.68	66,097.36	
	ARCELORMITTAL	61,517	23.51	1,446,264.67	
	BASF SE	36,385	50.97	1,854,543.45	
	UPM-KYMMENE OYJ	5,532	31.04	171,713.28	
	AIRBUS SE	5,834	159.90	932,856.60	
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	2,379	71.08	169,099.32	

DAIMLER TRUCK HOLDING AG	74,479	44.11	3,285,268.69	
LEGRAND SA	2,967	94.38	280,025.46	
REXEL SA	53,233	23.63	1,257,895.79	
SAFRAN SA	1,005	206.70	207,733.50	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	282	209.50	59,079.00	
SIEMENS AG-REG	5,233	172.68	903,634.44	
BUREAU VERITAS SA	4,122	26.70	110,057.40	
RANDSTAD NV	34,223	47.10	1,611,903.30	
WOLTERS KLUWER	943	141.15	133,104.45	
AENA SME SA	461	174.20	80,306.20	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	15,510	105.95	1,643,284.50	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	14,103	74.40	1,049,263.20	
MICHELIN (CGDE)	56,013	34.40	1,926,847.20	
HERMES INTERNATIONAL	927	2,342.00	2,171,034.00	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	4,327	804.00	3,478,908.00	
MONCLER SPA	32,457	66.06	2,144,109.42	
ACCOR SA	9,318	39.24	365,638.32	
PUBLICIS GROUPE	4,954	101.40	502,335.60	
SCOUT24 SE	2,851	67.05	191,159.55	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	11,079	43.58	482,822.82	
JERONIMO MARTINS	6,322	17.72	112,025.84	
HEINEKEN NV	11,288	87.16	983,862.08	
PERNOD RICARD SA	4,472	141.80	634,129.60	
HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	2,373	71.18	168,910.14	
ESSILORLUXOTTICA	1,218	201.20	245,061.60	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	25,882	35.54	919,846.28	
SANOFI	25,835	86.18	2,226,460.30	
BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	77,686	4.07	316,337.39	
BAWAG GROUP AG	954	54.30	51,802.20	
BNP PARIBAS	36,188	64.15	2,321,460.20	
BPER BANCA SPA	42,768	4.32	185,142.67	
CAIXABANK SA	104,314	4.69	489,649.91	
COMMERZBANK AG	11,024	13.04	143,752.96	
FINECOBANK SPA	4,698	13.79	64,808.91	
ING GROEP NV	262,178	14.92	3,913,268.82	
UNICREDIT SPA	8,378	34.38	288,077.53	
ADYEN NV	343	1,434.80	492,136.40	
AMUNDI SA	11,929	63.50	757,491.50	
BANCA MEDIOLANUM SPA	5,801	9.99	57,951.99	
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	6,840	14.50	99,207.36	
DEUTSCHE BOERSE AG	2,267	187.00	423,929.00	
ASR NEDERLAND NV	3,385	44.95	152,155.75	
HANNOVER RUECK SE	846	228.70	193,480.20	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	1,606	409.10	657,014.60	
NN GROUP NV	3,066	42.23	129,477.18	
SAMPO OYJ-A SHS	4,767	39.57	188,630.19	
UNIPOL GRUPPO SPA	11,455	8.00	91,640.00	
SAP SE	1,668	168.76	281,491.68	
NOKIA OYJ	578,563	3.15	1,827,391.23	
ELISA OYJ	1,475	40.40	59,590.00	
KONINKLIJKE KPN NV	176,438	3.37	596,007.56	
E.ON SE	6,169	12.14	74,891.66	
ENEL SPA	203,993	5.78	1,180,303.49	

	ASM INTERNATIONAL NV	150	580.20	87,030.00	
	ASML HOLDING NV	671	852.40	571,960.40	
ユーロ 計		2,197,524		49,948,310.36 (8,227,985,165)	
英ポンド	SHELL PLC	4,890	28.46	139,169.40	
	MONDI PLC	1,275	13.63	17,384.62	
	BAE SYSTEMS PLC	75,634	13.20	998,368.80	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	29,797	4.01	119,605.15	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	9,618	94.50	908,901.00	
	INTERTEK GROUP PLC	19,342	48.40	936,152.80	
	RELX PLC	3,543	33.05	117,096.15	
	COMPASS GROUP PLC	43,180	21.40	924,052.00	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP	27,674	77.94	2,156,911.56	
	INFORMA PLC	12,469	7.86	98,081.15	
	SAINSBURY (J) PLC	244,485	2.59	634,683.06	
	TESCO PLC	304,651	2.82	859,725.12	
	COCA-COLA HBC AG-DI	6,391	23.88	152,617.08	
	DIAGEO PLC	61,838	27.99	1,730,845.62	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	5,873	41.10	241,380.30	
	UNILEVER PLC	45,164	37.38	1,688,230.32	
	ASTRAZENECA PLC	1,302	108.62	141,423.24	
	GSK PLC	15,488	15.90	246,259.20	
	BARCLAYS PLC	524,613	1.79	943,988.63	
	HSBC HOLDINGS PLC	268,050	6.36	1,705,066.05	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	688,820	0.50	347,303.04	
	NATWEST GROUP PLC	536,925	2.72	1,462,583.70	
	STANDARD CHARTERED PLC	77,542	6.43	498,750.14	
	3I GROUP PLC	9,410	28.40	267,244.00	
	SCHRODERS PLC	7,900	3.68	29,072.00	
	ST JAMES'S PLACE PLC	4,082	4.11	16,777.02	
	AVIVA PLC	3,360	4.55	15,304.80	
	VODAFONE GROUP PLC	1,217,525	0.66	809,410.62	
	CENTRICA PLC	120,339	1.31	158,065.27	
英ポンド 計		4,371,180		18,364,451.84 (3,531,851,377)	
スイスフラン	HOLCIM LTD	1,038	78.08	81,047.04	
	ABB LTD-REG	11,963	41.72	499,096.36	
	GEBERIT AG-REG	3,141	498.50	1,565,788.50	
	SGS SA-REG	1,555	81.42	126,608.10	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	715	251.20	179,608.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	16,582	131.75	2,184,678.50	
	NESTLE SA-REG	46,086	93.36	4,302,588.96	
	SONOVA HOLDING AG-REG	616	249.50	153,692.00	
	NOVARTIS AG-REG	27,052	84.85	2,295,362.20	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	14,564	220.10	3,205,536.40	
	UBS GROUP AG-REG	46,274	25.65	1,186,928.10	
	SWISS RE AG	754	98.04	73,922.16	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	1,165	445.70	519,240.50	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	9,229	72.32	667,441.28	
	SWISSCOM AG-REG	1,348	514.00	692,872.00	
スイスフラン 計		182,082		17,734,410.10 (3,007,578,608)	
スウェーデンク ローネ					
	BOLIDEN AB	2,832	348.00	985,536.00	

	ATLAS COPCO AB-B SHS	15,653	160.25	2,508,393.25	
	NORDEA BANK ABP	5,972	123.95	740,229.40	
	TELE2 AB-B SHS	21,994	92.60	2,036,644.40	
スウェーデンクローネ 計		46,451		6,270,803.05 (88,481,031)	
ノルウェークローネ	EQUINOR ASA	14,194	301.75	4,283,039.50	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	6,584	764.50	5,033,468.00	
	ORKLA ASA	21,331	79.05	1,686,215.55	
	TELENOR ASA	35,411	120.40	4,263,484.40	
ノルウェークローネ 計		77,520		15,266,207.45 (214,184,890)	
デンマーククローネ	DSV A/S	16,404	1,095.00	17,962,380.00	
	PANDORA A/S	345	1,078.50	372,082.50	
	GENMAB A/S	465	2,007.00	933,255.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	32,272	871.30	28,118,593.60	
	JYSKE BANK-REG	650	570.00	370,500.00	
デンマーククローネ 計		50,136		47,756,811.10 (1,054,470,389)	
オーストラリアドル	AMPOL LTD	2,681	38.70	103,754.70	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	14,905	29.58	440,889.90	
	BHP GROUP LTD	21,308	44.44	946,927.52	
	BLUESCOPE STEEL LTD	6,906	23.67	163,465.02	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	3,271	54.02	176,699.42	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	17,926	15.24	273,192.24	
	ORICA LTD	15,562	17.76	276,381.12	
	BRAMBLES LTD	74,955	15.64	1,172,296.20	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	8,203	39.70	325,659.10	
	COCHLEAR LTD	306	318.24	97,381.44	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	34,307	6.42	220,250.94	
	TELSTRA GROUP LTD	318,449	3.68	1,171,892.32	
オーストラリアドル 計		518,779		5,368,789.92 (533,711,405)	
ニュージーランドドル	SPARK NEW ZEALAND LTD	26,216	4.68	122,690.88	
ニュージーランドドル 計		26,216		122,690.88 (11,205,358)	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	23,000	35.60	818,800.00	
	MTR CORP	15,500	23.70	367,350.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LIMITED	239,052	34.20	8,175,578.40	
	MEITUAN-B	152,898	97.55	14,915,199.90	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	108,100	68.00	7,350,800.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	131,500	22.55	2,965,325.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	66,000	8.94	590,040.00	
	CLP HOLDINGS LTD	37,000	60.45	2,236,650.00	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	12,500	43.65	545,625.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	771,500	11.32	8,733,380.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	50,500	31.30	1,580,650.00	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	50,000	60.50	3,025,000.00	
香港ドル 計		1,657,550		51,304,398.30 (1,012,235,778)	
シンガポールドル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	30,300	3.88	117,564.00	

	DBS GROUP HOLDINGS LTD	20,867	35.97	750,585.99	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	35,200	13.57	477,664.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	35,700	29.61	1,057,077.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	115,900	2.32	268,888.00	
シンガポールドル 計		237,967		2,671,778.99 (303,380,504)	
タイバーツ	KASIKORNBANK PCL-NVDR	106,233	125.00	13,279,125.00	
	SCB X PCL-NVDR	106,034	106.00	11,239,604.00	
タイバーツ 計		212,267		24,518,729.00 (102,978,661)	
韓国ウォン	NAVER CORP	2,643	179,600.00	474,682,800.00	
	KAKAObANK CORP	10,518	23,200.00	244,017,600.00	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	24,397	40,550.00	989,298,350.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	77,127	78,900.00	6,085,320,300.00	
韓国ウォン 計		114,685		7,793,319,050.00 (874,410,397)	
新台湾ドル	HON HAI PRECISION INDUSTRY	351,000	146.50	51,421,500.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	46,293	804.00	37,219,572.00	
	新台湾ドル 計	397,293		88,641,072.00 (421,275,558)	
イスラエルシェケル	ELBIT SYSTEMS LTD	378	745.70	281,874.60	
	BANK HAPoALIM BM	18,264	32.24	588,831.36	
	イスラエルシェケル 計	18,642		870,705.96 (35,383,922)	
合計		14,146,003		75,006,411,952 (75,006,411,952)	

株式以外の有価証券
次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE INC	68.00	0.00	
	カナダドル 計		68.00	0.00 (0)	
新株予約権証券合計				0.00 (0)	
投資証券	米ドル	EQUINIX INC	1,222	897,632.32	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	3,475	62,793.25	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	8,126	152,281.24	
		KIMCO REALTY CORP	3,398	59,804.80	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	1,211	151,132.80	
		PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	8,465	54,176.00	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	417	44,364.63	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	399	78,291.78	
	米ドル 計		26,713	1,500,476.82 (231,763,649)	
	オーストラリア ドル	CHARTER HALL GROUP	5,660	66,448.40	
		GOODMAN GROUP	14,338	448,636.02	
オーストラリアドル 計		19,998	515,084.42 (51,204,542)		
投資証券合計				282,968,191 (282,968,191)	
合計				282,968,191 (282,968,191)	

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入株式以外 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 385銘柄	99.6%	-	71.8%
	投資証券 8銘柄	-	0.4%	0.3%
カナダドル	株式 24銘柄	100.0%	-	1.9%
	新株予約権証券 1銘柄	-	0.0%	0.0%
ブラジルレアル	株式 1銘柄	100.0%	-	0.2%
ユーロ	株式 65銘柄	100.0%	-	10.9%
英ポンド	株式 29銘柄	100.0%	-	4.7%
スイスフラン	株式 15銘柄	100.0%	-	4.0%
スウェーデンクローネ	株式 4銘柄	100.0%	-	0.1%
ノルウェークローネ	株式 4銘柄	100.0%	-	0.3%
デンマーククローネ	株式 5銘柄	100.0%	-	1.4%
オーストラリアドル	株式 12銘柄	91.2%	-	0.7%
	投資証券 2銘柄	-	8.8%	0.1%
ニュージーランドドル	株式 1銘柄	100.0%	-	0.0%
香港ドル	株式 12銘柄	100.0%	-	1.3%
シンガポールドル	株式 5銘柄	100.0%	-	0.4%
タイバーツ	株式 2銘柄	100.0%	-	0.1%
韓国ウォン	株式 4銘柄	100.0%	-	1.2%
新台湾ドル	株式 2銘柄	100.0%	-	0.6%
イスラエルシェケル	株式 2銘柄	100.0%	-	0.0%

4. 通貨の表示

邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

5. 新株予約権証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

以下は2024年4月末現在の当ファンドの現況です。

資産総額	1,717,669,128 円
負債総額	1,146,390 円
純資産総額(-)	1,716,522,738 円
発行済口数	511,446,124 口
1口当たり純資産額(/)	3.3562 円

（参考）ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドの現況

以下は2024年4月末現在のマザーファンドの現況です。

純資産額計算書

資産総額	82,481,550,296 円
負債総額	736,844,232 円
純資産総額(-)	81,744,706,064 円
発行済口数	10,956,479,287 口
1口当たり純資産額(/)	7.4609 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定のほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2024年4月末現在の委託会社の資本金の額：490百万円

委託会社が発行する株式総数：40,000株

発行済株式総数：34,090株

直近5ヵ年における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会を置きます。取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督し、会社の業務執行上重要な事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。取締役会は、原則として、代表取締役社長が招集し、議長となります。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残存期間と同一とします。

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。代表取締役の中から、社長を選定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。

更に、委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会、会社が持つリスクを一元的に監視、監督し、法令等遵守態勢を確立するための諮問機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を置きます。

投資運用の意思決定機構

投資方針の企画・立案は、マルチ・マネージャー運用（運用スタイルの異なる複数の外部委託先運用会社を組み合わせる運用）の場合は、運用部がラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づいて行い、その他の場合は、運用部が行います。

投資方針については、代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成される投資政策・運用委員会によって審議、決定されます。

同委員会は投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況等について報告を受けるとともに、その検証を行っています。

上記の体制等は2024年4月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務等を行っています。

2024年4月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	30本	212,417,919,448円
単位型株式投資信託	0本	0円
追加型公社債投資信託	0本	0円
単位型公社債投資信託	0本	0円
合 計	30本	212,417,919,448円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度(自2023年1月1日 至2023年12月31日)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

		第25期 (2022年12月31日現在)	第26期 (2023年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
預金		1,234,739	2,352,886
前払費用		47,298	25,942
未収委託者報酬		311,111	340,826
未収運用受託報酬		1,681,977	1,623,297
未収投資助言報酬		204,377	202,177
未収入金	2	29,542	-
未収還付法人税等		75,446	-
その他流動資産		87,544	97,472
流動資産合計		3,672,038	4,642,603
固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備		144,253	123,021
器具備品		38,720	34,300
有形固定資産合計	1	182,973	157,322
無形固定資産			
ソフトウェア		181	136
無形固定資産合計		181	136
投資その他の資産			
長期差入保証金		138,086	138,106
繰延税金資産		-	38,022
投資その他の資産合計		138,086	176,128
固定資産合計		321,241	333,586
資産合計		3,993,279	4,976,190

(単位：千円)

		第25期 (2022年12月31日現在)	第26期 (2023年12月31日現在)
負債の部			
流動負債			
預り金		31,887	31,112

未払金		
未払手数料	59,972	73,479
未払委託調査費	673,472	619,648
未払委託計算費	6,409	6,964
その他未払金	417,542	727,878
未払金合計	1,157,397	1,427,970
未払費用	58,745	83,058
未払消費税等	9,727	339,337
未払法人税等	-	72,130
前受金	59,277	57,857
賞与引当金	357,102	376,568
リース債務	3,240	1,620
流動負債合計	1,677,378	2,389,656
固定負債		
資産除去債務	43,517	49,821
長期未払金	1,001,162	1,013,800
長期未払費用	16,930	17,714
長期リース債務	1,620	-
固定負債合計	1,063,229	1,081,335
負債合計	2,740,607	3,470,992
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	13,685	13,685
資本剰余金合計	13,685	13,685
利益剰余金		
利益準備金	108,814	108,814
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	640,171	892,697
利益剰余金合計	748,985	1,001,511
株主資本合計	1,252,671	1,505,197
純資産合計	1,252,671	1,505,197
負債純資産合計	3,993,279	4,976,190

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第25期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	第26期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,165,693	1,287,240
運用受託報酬	6,756,109	8,714,947
投資助言報酬	550,180	556,402
その他収益	464,378	476,132
営業収益合計	8,936,362	11,034,722
営業費用		
支払手数料	237,223	283,332
広告宣伝費	710	1,570
調査費		

委託調査費	5,479,578	7,104,581
図書費	1,245	1,416
調査費合計	5,480,823	7,105,998
委託計算費	70,290	72,844
業務委託費	358,126	373,668
営業雑経費		
通信費	6,852	6,232
印刷費	7,974	7,889
協会費	10,676	10,664
営業雑経費合計	25,503	24,786
営業費用合計	6,172,676	7,862,200
一般管理費		
給料		
役員報酬	46,419	38,211
給料・手当	1,119,120	1,105,538
賞与	6,393	3,018
賞与引当金繰入額	357,102	376,568
給料合計	1,529,034	1,523,337
福利厚生費	172,748	170,060
交際費	2,393	7,847
寄付金	690	355
旅費交通費	6,159	14,477
租税公課	20,014	26,380
不動産賃借料	163,321	163,321
退職給付費用	170,819	157,168
消耗器具備品費	429,816	532,877
修繕費	3,634	5,551
水道光熱費	4,577	6,251
会議費用	1,351	1,217
固定資産減価償却費	35,215	36,152
諸経費	133,009	135,936
一般管理費合計	2,672,788	2,780,935
営業利益又は営業損失（ ）	90,898	391,586
営業外収益		
受取利息	14	47
その他営業外収益	2,517	3,578
営業外収益合計	2,532	3,626
営業外費用		
為替差損	118,086	70,887
営業外費用合計	118,086	70,887
経常利益又は経常損失（ ）	24,655	324,325
特別損失		
割増退職金	58,399	53,875
特別損失合計	58,399	53,875
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	83,054	270,449
法人税、住民税及び事業税	225	55,945
法人税等調整額	-	38,022
法人税等合計	225	17,923
当期純利益又は当期純損失（ ）	83,280	252,526

(3) 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

第25期

(自 2022年 1月 1日

至 2022年12月31日)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他	利益剰余金 合計		
						繰越 利益剰余金			
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	973,451	1,082,265	1,585,951	1,585,951
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	250,000	250,000	250,000	250,000
当期純利益又は 当期純損失 ()	-	-	-	-	-	83,280	83,280	83,280	83,280
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	333,280	333,280	333,280	333,280
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	640,171	748,985	1,252,671	1,252,671

（単位:千円）

第26期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
						繰越 利益剰余金			
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	640,171	748,985	1,252,671	1,252,671
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益又は 当期純損失 ()	-	-	-	-	-	252,526	252,526	252,526	252,526
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	252,526	252,526	252,526	252,526
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	892,697	1,001,511	1,505,197	1,505,197

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2. 固定資産の減価償却の方法	
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから（1）委託者報酬、（2）運用受託報酬、（3）投資助言報酬、並びに（4）その他収益を稼得しております。 （1）委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。 （2）運用受託報酬 運用受託報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があり、成功報酬は、対象となる特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。 （3）投資助言報酬 投資助言報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。 （4）その他収益 その他収益は、当社のグループ会社等との契約に基づき認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。
5. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
6. リース取引の処理方法	リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	グループ通算制度の適用 グループ通算制度を適用しております。

（重要な会計上の見積り）

第25期 2022年12月31日現在	第26期 2023年12月31日現在
当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表関係）

第25期 2022年12月31日現在	第26期 2023年12月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 54,592千円 器具備品 39,199千円 *2 関係会社項目 未収入金 29,542千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 79,554千円 器具備品 50,344千円

（損益計算書関係）

第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
該当事項はありません。	同左

（株主資本等変動計算書関係）

第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日					第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)	株式の種類	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
発行済株式					発行済株式				
普通株式	34,090	-	-	34,090	普通株式	34,090	-	-	34,090
合計	34,090	-	-	34,090	合計	34,090	-	-	34,090
2. 配当に関する事項 (1)配当金支払額					2. 配当に関する事項 (1)配当金支払額				
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日	該当事項はありません。			
2022年3月29日 株主総会	普通株式	250,000 千円	7,333.52円	2021年12月31日	2022年4月4日				
(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。					(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 同左				

（リース取引関係）

第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（金融商品関係）

第25期 2022年12月31日現在	第26期 2023年12月31日現在
----------------------------------	----------------------------------

1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については預金等に限定し、また、必要な資金についてはグループ会社より調達しております。デリバティブに該当する事項はありません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 当社が保有する金融資産は、主として預金、国内の取引先に対する未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス＆コーポレート・サービス部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。 未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されております。未払金には、外貨建てのものが含まれており、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス＆コーポレート・サービス部においてリスク管理及び残高管理を行う体制としております。	
2. 金融商品の時価等に関する事項 預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。	2. 金融商品の時価等に関する事項 預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 2022年12月31日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。	3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 2023年12月31日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

第25期 2022年12月31日現在	第26期 2023年12月31日現在
1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。 2. 当期中に売却したその他有価証券 注記すべき有価証券の売却取引を行っていないため、該当事項はありません。	1. その他有価証券で時価のあるもの 同左 2. 当期中に売却したその他有価証券 同左

(デリバティブ取引関係)

第25期 2022年12月31日現在	第26期 2023年12月31日現在
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第25期 2022年12月31日現在	第26期 2023年12月31日現在								
1. 採用している退職給付制度の概要 退職一時金規程に基づく退職一時金制度と企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度を採用しております。なお当社が有する退職一時金制度は、簡便法により長期未払金及び退職給付費用を計上しております。 2. 退職一時金制度 (単位：千円) (1) 長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表 <table> <tr> <td>長期未払金の当期首残高</td><td>960,625</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>112,646</td></tr> </table>	長期未払金の当期首残高	960,625	退職給付費用	112,646	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職一時金制度 (単位：千円) (1) 長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表 <table> <tr> <td>長期未払金の当期首残高</td><td>1,001,162</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>110,661</td></tr> </table>	長期未払金の当期首残高	1,001,162	退職給付費用	110,661
長期未払金の当期首残高	960,625								
退職給付費用	112,646								
長期未払金の当期首残高	1,001,162								
退職給付費用	110,661								

退職給付の支払額等	72,109	退職給付の支払額等	98,022
長期未払金の当期末残高	1,001,162	長期未払金の当期末残高	1,013,800
(2)退職給付費用	(単位：千円)	(2)退職給付費用	(単位：千円)
簡便法で計算した退職給付費用	112,646	簡便法で計算した退職給付費用	110,661
3. 確定拠出制度	(単位：千円)	3. 確定拠出制度	(単位：千円)
確定拠出制度への要拠出額	48,602	確定拠出制度への要拠出額	47,895

(ストック・オプション等関係)

第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
該当事項はありません。	同左

(税効果会計関係)

第25期 2022年12月31日現在	第26期 2023年12月31日現在
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
税務上の繰越欠損金	税務上の繰越欠損金
未払費用	未払費用
賞与引当金	賞与引当金
資産除去債務	資産除去債務
長期未払金	長期未払金
長期未払費用	長期未払費用
その他	その他
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
評価性引当額	評価性引当額
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率	法定実効税率
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
住民税均等割	住民税均等割
評価性引当額の増減	評価性引当額の増減
その他	その他
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率
	3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（資産除去債務関係）

第25期 2022年12月31日現在	第26期 2023年12月31日現在
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
1. 当該資産除去債務の概要 建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。	
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 物件ごとに使用見込期間を見積り、割引率は使用見込期間に応じた割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	
3. 当該資産除去債務の総額の増減	3. 当該資産除去債務の総額の増減
(単位：千円)	(単位：千円)
当期首残高 41,239	当期首残高 43,517
時の経過による調整額 2,277	時の経過による調整額 2,573
当期末残高 43,517	見積りの変更による増加額 3,730
	当期末残高 49,821
	当事業年度において資産除去債務に係る契約の更新があり、使用見込期間が延長し、また、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を大幅に超過する見込みであることが明らかになりました。したがって、契約変更時の見積り期間、割引率で資産除去債務を見積り直し、新たな見積額と変更前の資産除去債務残高との調整額として3,730千円加算しております。

（収益認識関係）

第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日					
1. 顧客との契約から生じる収益を分析した情報					
（単位：千円）					
	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	1,165,693	6,756,109	550,180	464,378	8,936,362
成功報酬	-	-	-	-	-
合計	1,165,693	6,756,109	550,180	464,378	8,936,362
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 （重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。					
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しております。					
第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日					
1. 顧客との契約から生じる収益を分析した情報					
（単位：千円）					

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	1,287,240	8,437,457	556,402	476,132	10,757,233
成功報酬	-	277,489	-	-	277,489
合計	1,287,240	8,714,947	556,402	476,132	11,034,722

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

第25期

自 2022年 1月 1日

至 2022年12月31日

1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,165,693	6,756,109	550,180	464,378	8,936,362

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（ ）	5,132,006	投資一任業・投資助言業
B社（ ）	930,773	投資一任業・投資助言業

（ ）A社及びB社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第26期

自 2023年 1月 1日

至 2023年12月31日

1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,287,240	8,714,947	556,402	476,132	11,034,722

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（ ）	7,373,732	投資一任業・投資助言業

() A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第25期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

1. 関連当事者との取引
兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の 子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポ レート サポート	なし	兼任 0人	業務委託 契約の 締結	グループ会 社間取引の 資金決済	724,500	未払金	229,612

親会社の子会社	Russell Investments Implementation Services, LLC	アメリカ合衆国、ワシントン州シアトル市	-	運用執行サービス	なし	兼任 0人	業務委託契約の締結	委託調査費	1,959,589	未払金	146,049
---------	--	---------------------	---	----------	----	----------	-----------	-------	-----------	-----	---------

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)Russell Investments Implementation Services, LLCと、直接、資金決済を行っております。

なお、取引の内容については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）

Russell Investments Group, Ltd.（非上場）

TA Associates Management, L.P.（非上場）

Reverence Capital Partners, L.P.（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

第26期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国、ワシントン州シアトル市	-	コーポレートサポート	なし	兼任 0人	業務委託契約の締結	グループ会社間取引の資金決済	823,415	未払金	494,997
親会社の子会社	Russell Investments Implementation Services, LLC	アメリカ合衆国、ワシントン州シアトル市	-	運用執行サービス	なし	兼任 0人	業務委託契約の締結	委託調査費	1,631,387	未払金	120,828

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)Russell Investments Implementation Services, LLCと、直接、資金決済を行っております。

なお、取引の内容については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）

Russell Investments Group, Ltd.（非上場）

TA Associates Management, L.P.（非上場）

Reverence Capital Partners, L.P.（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日		第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	
1株当たり純資産額	36,746.00円	1株当たり純資産額	44,153.64円
1株当たり当期純損失	2,442.96円	1株当たり当期純利益	7,407.64円
損益計算書上の当期純損失	83,280千円	損益計算書上の当期純利益	252,526千円
1株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に関する当期純損失	83,280千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に関する当期純利益	252,526千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	34,090株	普通株式	34,090株

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
--	--

（重要な後発事象）

第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
該当事項はありません。	同左

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、において同じ。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記、に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(2)訴訟その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

(a)名称	(b)資本金の額 (2024年3月末現在)	(c)事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 (2024年3月末現在)	(c)事業の内容
楽天証券株式会社	19,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	54,323百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
au カブコム証券株式会社	7,196百万円	

(3)外部委託先運用会社

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービス・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。

< 参考：投資助言会社 >

以下の各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービス・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

パインストーン・アセット・マネジメント・インク

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク

サンダース・キャピタル・エル・エル・シー

ブジーナ・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー

ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー

2 【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

《再信託受託会社の概要》

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2024年3月末現在）

事業内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱いを行い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3)外部委託先運用会社

委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

<参考：投資助言会社>

外部委託先運用会社との投資助言契約により、マザーファンドの運用にかかる投資助言を外部委託先運用会社に行います。

3【資本関係】

Russell Investments Japan Holdco合同会社は、委託会社の全株を保有し、同社はラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの実質的な子会社です。

ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーは、ラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの子会社です。

第3【参考情報】

当計算期間中に、下記の書類を関東財務局長へ提出しております。

2023年7月18日	有価証券届出書提出
2023年7月18日	有価証券報告書提出
2024年1月18日	有価証券届出書提出
2024年1月18日	半期報告書提出

独立監査人の監査報告書

2024年3月22日

ラッセル・インベストメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかど

うか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月21日

ラッセル・インベストメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント外国株式ファンドの2023年4月19日から2024年4月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント外国株式ファンドの2024年4月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。